

## 第 2 章

# 地震・津波災害予防対策

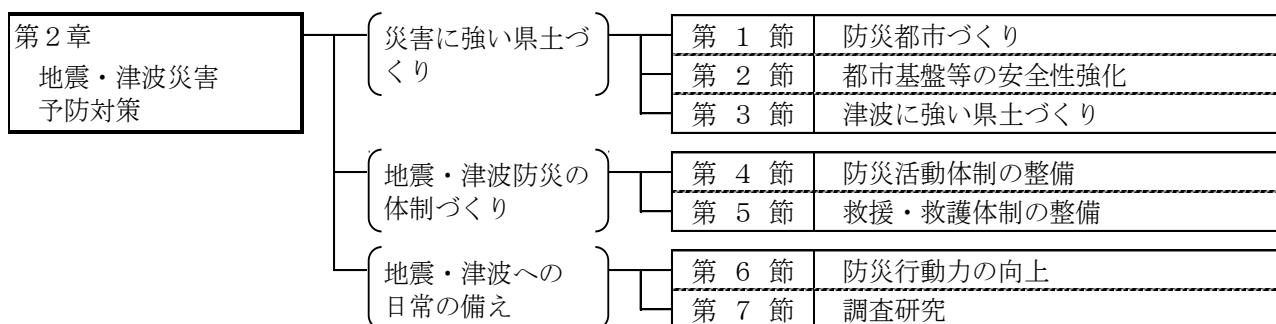
# 第2章 地震・津波災害予防対策

大規模な地震は、我が国では、いたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされている。

しかしながら、普段より防災意識をもちながら、絶えず効果的な予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能である。

本県の予防対策として、「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」等により、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震・津波防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、災害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における予防対策の効果的な推進に努めるものとする。

## 計画の体系



# 第1節 防災都市づくり

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

このため、県は従来から都市施設の整備促進及び建築物の耐震不燃化に努めてきたところである。

今後、防災都市づくりを一層推進するため、県の「都市計画区域マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、各種施策を展開する。

## 対策の体系



### 第1 防災ブロックの形成

県、市町村等は、大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地大火から、県民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上とあわせて、安全で住みよいまちづくりを目指すものとする。

#### 1 延焼遮断帯の整備（県土木部、市町村）

延焼火災に対する方策として、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。

このため、県、市町村等は、带状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせ延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

## 2 防災ブロックの形成（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。

このため、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県、市町村及び関係機関は、密接な連携を図るものとする。（巻末図 防災ブロック（パース、平面図）参照）

## 第2 防災空間の整備拡大

震災時において、避難者の安全確保のための避難路や火災、津波等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的課題である。

また、公園・緑地や道路、河川、港湾等は、火災の延焼を阻止だけでなく、一時集合場所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる。

このため、県、市町村等は、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。

### 1 公園・緑地の整備（県土木部、市町村）

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

### 2 道路の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。

また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。

さらに、電線類の地中化により、電柱の倒壊等による災害の防止に努める。

### 3 河川、海岸の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村）

河川、海岸は、震災時には地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。

### 4 港湾、漁港の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部）

港湾区域及び漁港区域は、建築物が比較的少なく、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。

## 第3 建築物の耐震不燃化の促進

県は、従来から建築物の不燃化の促進及び建築物の耐震性向上に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。

## 1 防火地域の指定（県土木部、市町村）

都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。

今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、防火・準防火地域の適切な区域設定がされるよう市町村に助言する。（資料「6-3 防火地域・準防火地域」）

## 2 建築物の火災耐力の向上促進（県土木部）

### （1）建築基準法等に基づく不燃化促進

建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合は、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう建築士、施工者を指導していくものとする。

### （2）都市防災不燃化促進事業

三大都市圏の既成市街地及び大規模な地震発生の可能性の高い地域等において、事業主体が、避難地もしくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の指定区域（不燃化促進区域）において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して助成を行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において事業に要した費用の1/2を交付する。

また、都市防災不燃化促進事業を行うために必要な調査（都市防災不燃化促進調査）を事業主体が行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において調査に要した費用の1/3を交付する。

## 3 建築物の耐震化（県全部局）

### （1）建築物の耐震性確保

#### ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保

県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるとともに、新築、建替え又は改修時においては、非構造部材を含む耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。

県は、昭和56年以前に建設された県有施設については、計画的かつ総合的に耐震改修を進めるため、耐震改修促進計画を促進するとともに、重要度、建築時期等を考慮して、順次耐震診断を実施し、耐震改修を進め、耐震性能の向上に努める。

県有施設以外の公共建築物の場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の建築物の所有者に対しても必要に応じて耐震診断、耐震改修の実施について指導、助言を行うものとする。

また、防災活動の拠点となる建築物については、震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努め、市町村、民間に対しても指導する。

#### イ 公共建築物等の耐震性確保

（ア）高齢者、障害者、乳幼児等が入（通）所している社会福祉施設、介護保健施設や社会教

育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

また、国立学校の耐震調査及び改築整備を国等に要望するとともに、私立学校に対しても耐震性の強化を指導する。

- (イ) 国指定文化財、県指定文化財及び伝統的建造物については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」等に基づき、点検・整備や耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行う。また、美術館、博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。

#### ウ 住宅の耐震性能向上

本県においては、平成 30 年の時点で、390,900 戸の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和 55 年以前に建設された住宅が約 120,200 戸存在しており、このうち耐震化が不十分なものは 76,400 戸と推計している。

県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。

#### エ 建築物における非構造部材の脱落防止対策及びブロック塀等の転倒防止

県は、建築物における天井等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。

### (2) 耐震診断、耐震改修の促進

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、店舗、ホテル、工場その他多数の者が利用する建築物で、階数が 3 階以上で、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上（用途により対象となる規模が異なる）のものうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「特定既存耐震不適格建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。

県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、地震時に倒壊のおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。

県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するためのパンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、(一社) 富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。

### (3) 耐震性向上の支援措置

県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、下記による各支援措置を実施する。また、(一社) 富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。

ア 住宅の耐震改修のための支援措置

地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、県と市町村が連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行うとともに、県単独の住みよい家づくり資金による融資を行い、住宅の耐震改修を促進する。

(ア) 木造住宅耐震診断支援事業

区 分	内 容
a 対 象 住 宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 診 断 費 用	耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 2千円 延べ面積が280㎡を超える 3千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 4千円 延べ面積が280㎡を超える 6千円
c 実 施 機 関	(一社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施

(イ) 木造住宅耐震改修支援事業

区 分	内 容
a 対 象 住 宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 対 象 工 事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、 ① 建物全体を耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ② 1階部分だけを耐震改修後に、総合判定が1.0以上となる工事 ③ 1階の主要居室（寝室、居間等）だけを耐震改修後に、総合判定が1.5以上となる工事 ④ 建物全体を簡易改修後に、総合判定が0.7以上となる工事
c 補 助 金 額	耐震改修工事に要する経費の5分の2又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は50万円とする。

(ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資

区 分	内 容
a 対 象 工 事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含むリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの
b 限 度 額	500万円以内
c 融 資 利 率	1.7% (固定)
d 期 間	15年以内

イ 一定以上の規模及び用途の建築物の耐震改修のための支援措置

県及び市町村の作成する耐震改修促進計画等に基づき、一定以上の規模及び用途の建築物

について行う耐震診断、耐震改修及び建替えに関する事業に対し、国、県及び市町村が連携して補助を行うことにより、住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り耐震改修を促進する。

#### ウ 中小企業施設の耐震化

中小企業の防災対策として、県制度融資（防災・減災対策促進資金）、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

##### (ア) 防災・減災対策促進資金

区 分	内 容
a 対 象 者	自然災害の発生に備え、災害の影響を軽減するための施設の整備・補強、資機材の導入、燃料の備蓄等を行う中小企業者で、以下のいずれかに該当するもの (1) 事業継続計画を策定したもの (2) 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けたもの
b 資 金 使 途	設備資金、運転資金（運転資金のみは不可）
c 限 度 額	1億円（うち運転資金1,000万円）
d 期 間	設備資金15年（うち据置1年）以内 運転資金7年（うち据置1年）以内
e 利 率	年 1.15%（令和2年7月末現在）
f 信用保証、担保	金融機関の方法による

##### (イ) 中小企業高度化資金

###### a 共同防災施設事業

中小企業者が中小企業高度化事業を行うにあたり災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害拡大を防止するために必要な施設を設置するもの。

区 分	内 容
a 対 象 設 備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等
b 貸 付 割 合	80%以内（無利子 平成31年1月末現在）
c 期 間	20年（うち据置3年）以内

###### b 設備リース事業

中小企業者の事業活動に係る安全衛生の確保のための設備を組合が一括取得し、組合員に賃貸（リース）するもの。

区 分	内 容
a 対 象 設 備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等
b 貸 付 割 合	80%以内（0.50%平成31年1月末現在）
c 期 間	15年（うち据置1年）以内



#### 第4 市街地の再開発（県土木部、市町村）

老朽住宅密集市街地の地震防災対策が必要な地域や都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐震耐火建築物の建設と、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを行う必要がある。

##### 1 市街地再開発事業

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、市町村、組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導、助成を行い、事業を促進する。（資料「6-4 市街地再開発事業」）

##### 2 住宅市街地総合整備事業

老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業により、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の建替の促進等を行うことにより、防災性能の向上を図る必要がある。

このため、県は、市町村への指導を行い、事業を促進する。

##### 3 土地区画整理事業

震災発生時における二次災害は、道路の狭隘、オープンスペースの不足、無秩序な市街地の形成といった都市構造上の脆弱性にもその原因がある。

このため、地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

また、市街化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要がある。

このため、県は、市町村及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い事業を促進する。（資料「6-5 土地区画整理事業」）

##### 4 大規模盛土造成地

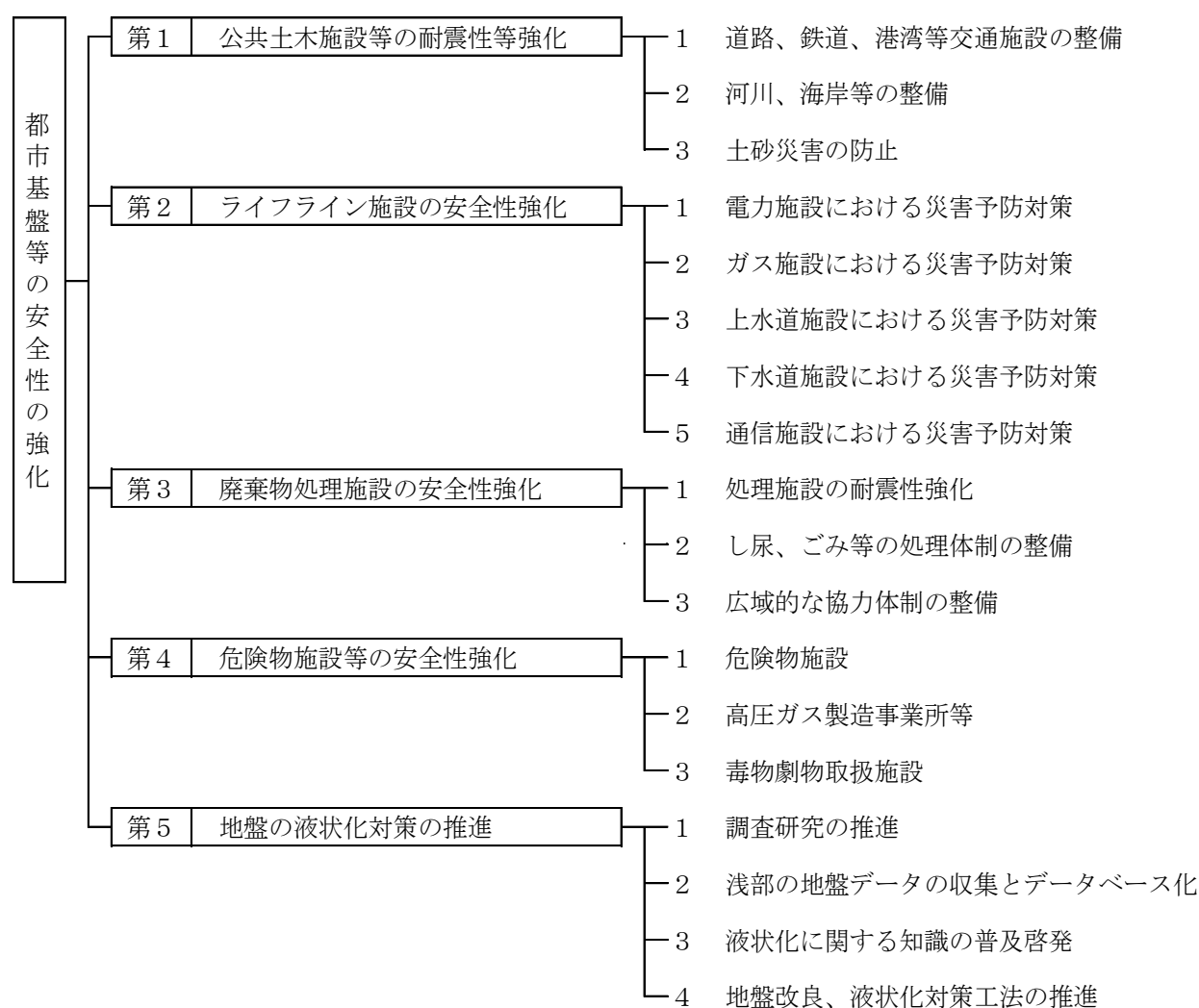
県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

## 第2節 都市基盤等の安全性の強化

地震災害の軽減を図るためには、都市機能を支える道路、鉄道、河川、港湾等の各種施設や電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。また、地震においては、高層建築物の増加等による落下物被害、都市近郊の開発等による擁壁、がけ等の崩壊、土砂災害等の被害、また、沿岸部開発による液状化被害等が発生しており、その安全性が求められている。

こうした、地震による被害の防止・軽減のために、防災関係機関は、都市基盤の安全性強化に努めるものとする。

### 対策の体系



## 第1 公共土木施設等の耐震性等強化

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。

このため、国、県、市町村及び関係機関は、連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

### 1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者）

#### （1）道路施設

道路は、震災時における住民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等、多様な機能を有している。

このことから、これらの施設が、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、次により耐震性に配慮した施設の整備を積極的に推進することで、交通管制施設等の整備とあわせ、交通機能の確保に努める。

ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急輸送道路など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。

イ 橋梁については、緊急輸送道路上の橋梁や長大橋等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。

ウ 冬期間における交通確保についても重要な課題であるため、スノーシェッド等の雪寒対策施設についても、耐震性に配慮した整備に努める。

#### （2）鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。

このため、各鉄道事業者は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全の確保に努める。（資料「7-6 鉄道施設の現況及び事業計画」）

#### （3）港湾・漁港施設の整備

地震が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送拠点として、港湾及び漁港施設は重要な役割を果たす。このため、地震に強い港づくりを進めることとし、耐震性の強化に努める。

ア 防災の拠点となる伏木富山港（伏木地区、新湊地区、富山地区）、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港については、耐震強化岸壁を整備する（伏木富山港（伏木地区、新湊地区）、魚津港、宮崎漁港、氷見漁港整備済）。

イ 必要に応じて、液状化対策、耐震対策等を行う。（資料「6-10 港湾施設耐震化の現況」）

#### （4）空港施設

空港は震災時においては、人命救助・救援物資の輸送の基地として利用されるが、地震による被害が生じた場合、多数の人命にかかわる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障となるこのため、空港施設の耐震性の強化を推進する。（資料「6-8 空港施設の現況」）

## 2 河川、海岸等の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村）

本県は、急流河川が多く、この河川によって形成された扇状地の上に都市や集落を形成している。このため、一たん破堤すれば、洪水が扇状に拡散し、浸水被害が予想されるため、河川の災害防止は古くから本県の主要課題となってきたところである。

沿岸部は富山湾特有の地形から、寄り廻り波や冬期風浪等による被害を受けやすい。また、津波が発生した場合には重大な災害に結び付く恐れがある。

このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。

### （1）河川の整備

ア 堤防・護岸の亀裂・沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。

イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物等について、緊急度の高いものから順次対策を進める。

### （2）農業用排水施設の整備

ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

## 3 土砂災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）

本県は県土の約7割が山地又は丘陵地となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地の開発により傾斜地やがけ地に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。

土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。

このため、国、県及び市町村は、土砂災害のおそれのある箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。（資料「3 災害危険地域等に関する資料」参照）

### （1）急傾斜地の安全対策

ア 県及び市町村は、日頃から関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。

イ 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、県は、今後も関係住民の協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」として指定し、地域住民への周知に努める。

ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

### （2）土石流、山地災害、地すべり等の防止

土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では、地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫をひき起こすなどの二次災害

が想定される。

ア 土砂災害のおそれのある箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

イ 県及び関係機関は、土砂災害のおそれのある箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である

### (3) 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

国及び県は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知し、及び一般に周知できる体制を整備する。

市町村は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

## 第2 ライフライン施設の安全性強化

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

### 1 電力施設における災害予防対策（県企業局、北陸電力、北陸電力送配電、関西電力、関西電力送配電）

#### (1) 設備面の対策

電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。

#### ア 水力発電設備

過去に発生した災害による被害の実態をふまえ、設備の耐震性を確保するため現行の各種設計基準に基づいて設計する。

#### イ 火力発電設備

機器の耐震は、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」に基づいて設計する。

#### ウ 変電設備

機器の耐震は地震被害により電力の供給に重大な支障をきたさないことを目的に制定され

た電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。

#### エ 送電設備

(ア) 架空送電設備に使用する支持物は、経済産業省の「電気設備に関する技術基準」で耐えるべき荷重が定められており、これに基づいて設計する。この基準で定められた風圧、着氷雪、電線張力などにより支持物に想定される荷重は、地震荷重より大きいと評価されている。

(イ) 地中送電設備に使用する架台は「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。ケーブルは可とう性を持つことから、地震に対しては機能に重大な支障が生じない耐震性を確保していると評価されている。

#### オ 配電設備

(ア) 配電設備に係る地震力の影響は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さく、後者により設計する。不等沈下や急傾斜地で地すべりが発生する軟弱地面では施設の設置を極力回避し、やむを得ず設置する場合は、必要に応じ、支持物に根かせや敷盤取付による基礎の補強、支線増強による倒壊防止の設計を行う。

(イ) 地中設備は一たん被害を受けると復旧に長時間を要するため、基本的には架空線、地中線の特徴を生かした設備形成とし、耐震性を考慮した総合的な都市整備に協調して実施する。

#### カ 通信設備

保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。

### (2) 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

#### ア 体制の整備

(ア) 地震規模による非常体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。

(イ) 大規模地震を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。

(ウ) 社外応援体制を確立する。

a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結

b 電力会社間の応援体制の充実

(エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、震災時における対応要領について周知徹底する。

#### イ 情報連絡体制の整備

(ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。

(イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。

a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立

b 連絡手段の多様化

(a) 衛星通信システムの導入

(b) 災害時優先電話の登録

(c) ファクシミリ、携帯電話等の配備

ウ 資機材・車両等の確保

(ア) 災害復旧用資機材を確保する。

- a 移動変電所の配置
- b 復旧用車両の燃料確保
- c 資機材の搬送対策の検討・整備

(イ) 災害用車両を整備する。

- a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー
- b 50ヘルツと60ヘルツに切り替え可能な高圧発電機車

(ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。

(エ) 救護班を確保する。

(オ) 非常通信協議会との連携を強化する。

エ 広報サービス体制の整備

(ア) 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。

(イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。

**2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）**

ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

(1) 都市ガス

平常時よりガス施設の災害予防、耐震対策に充分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。

ア 耐震性の向上とガス事故防止

(ア) ガス製造設備及び供給所設備

ガスの製造及び貯蔵設備は、厳しい耐震基準に基づく構造物として、震災の影響も受けにくいことが実証されている。これらの設備のさらなる安全性向上のため、次の事項に留意する。

- a 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法に定める耐震設計基準を遵守し、地盤特性や設備の構造に応じた十分な強度の確保、保全に万全を期す。
- b 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。
- c ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに耐震性向上を推進し、データバックアップの充実に努める。
- d 原料タンク及びガス貯蔵施設には、遠隔操作機能付き緊急遮断弁を設け、緊急時に備える。
- e ガスの製造及び供給の維持には、電力が不可欠であり、災害時の停電に備え、非常用電源設備の拡充に努める。

(イ) ガス供給設備（ガス導管等）

新規に埋設する導管は、耐震性に優れ、防食を施した鋼管及びダクタイル鋳鉄管<sup>※1</sup>又は可とう性、耐震性及び耐食性の高いガス用ポリエチレン管を用い、継手も耐震性に富む素材を用いる。

経年管、即ち既設鋼管ねじ継手<sup>※2</sup>を用いた導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。

(ウ) 需要家設備

ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。

また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター<sup>※3</sup>の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。

イ 防災システム、情報収集システムの充実

地震発生時には、迅速かつ確実な地震規模や被災情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。

(ア) 防災システム

地震規模やガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。

a 保安設備の遠隔操作

供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。

b 地震計の設置と適正配置

供給区域内の地盤特性を考慮し、主要な地点への地震計設置に努める。

c 導管網のブロック化

導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。

d ガス製造設備の防消火設備等の増強

火災発生を防止し、火災発生ときはその拡大を阻止するための体制強化、防油堤や防消火設備の増強及び災害要因の除去に努める。

e 導管網の圧力と流量監視

導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ<sup>※4</sup>には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。

(イ) 通信設備

非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。

a 災害時優先電話

b 専用回線電話

c 無線電話



d 固定無線局、移動無線局

ウ 災害時にとるべき措置についての広報、周知

ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。

エ 防災体制の整備と教育訓練の実施

災害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。

また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。

(ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練

(イ) 災害予報、警報等の伝達、対応訓練

(ウ) 災害時の情報伝達、連絡（通信）訓練

(エ) 設備の応急措置及び復旧訓練

※1 ダクタイル鋳鉄管

鋳物の脆さ（折れ、割れ）を改良する目的で開発された鋳鉄品。

リンやイオウ分等不純物をできる限り除去した溶銑にマグネシウム又はその合金を添加することで、大幅に強靱性を増した鋳鉄管で地盤沈下や地震などの外力にも強い。

※2 鋼管ねじ継手

配管工事にねじ切りを行って接合する方法があり、このとき用いる継手をねじ継手という。このねじ切り部分は、その断面積が小さくなるので管体部分に比べ強度が大幅に損われ外力には弱い。

※3 マイコンメーター

ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。

※4 ガバナ

ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。

（資料「3-18 都市ガス施設」、「3-19 簡易ガス施設」）

(2) LPガス

一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、震災時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。特に、ハザードマップを確認し、津波による浸水の恐れがある地域については、ボンベの流出防止に備えた対策を重点的に講じる。

イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメ

ーター又は対震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び Si センサーコンロ<sup>※</sup>の普及促進に努める。

#### ウ 消費者に対する周知啓発活動

震災時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策であり、販売店等は、震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

※ Si センサーコンロ

家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの。

### 3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）

水道事業者は、震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。

このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。

#### (1) 緊急時対策

ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。

イ 応急給水を円滑に実施するため、日頃から自治会等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。

ウ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。

エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。

また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。

（資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」）

#### (2) 施設の整備、耐震化

ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設について補強・増強等を行う。

イ 送水、配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては、耐震性の高い管路を採用する。また、石綿セメント管、鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管は含まない）、硬質塩化ビニル管（TS継手）等、耐震性の低い管路について、耐震性の高い管路に取り替える。

ウ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

エ 配水池容量は12時間分の給水量を貯留できるよう配水池の拡大に努める。

オ 防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽、大口径配水管を整備し、貯水機能を強化する。

カ 震災時に飲料水を確保するため、基幹管路のループ化や二重化、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアップ機能の確保に努める。

#### (3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用

ア 一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。

イ 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。

ウ 県及び市町村の管理する道路の消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓

等を整備する。

#### (4) 情報連絡体制

震災時には、可能な限り早期に危機管理体制を確立することが求められる。このため、緊急時の通信手段の確保が重要である。県及び水道事業者は、広域通信網及び回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。

#### (5) 防災訓練

水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。

### 4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）

既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

#### (1) 処理場・ポンプ場

ア 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。

イ 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。

ウ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し耐震対策を実施する。

エ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。

#### (2) 管路施設

ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手を設置し免震構造とする。

さらに、特に重要な幹線については施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。

イ マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。

ウ 橋梁（水管等）は、想定する地震力に耐えうる構造とするとともに、管路には可とう性伸縮継ぎ手を設置する。

#### (3) 施設の点検等

ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。

イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため下水道台帳の分散保管を図る。

ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

#### (4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

##### ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。

##### イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。

##### ウ 他地方公共団体との相互応援体制

震災時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

##### エ 応急対策用機器及び資機材

震災時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

##### オ 防災訓練

震災時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

#### (5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化

災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。

##### ア 連絡担当窓口及び責任者の設置

各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。

##### イ 連絡方法

情報連絡は、一般電話、県防災行政無線で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。

##### ウ 連絡内容の統一と書式化

震災対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。

### 5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、NTTドコモ）

震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

#### (1) 公衆通信

震災時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

##### ア 耐震対策

(ア) 大規模地震にも耐えうる通信ビル及び鉄塔の耐震対策を実施する。

(イ) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル<sup>\*1</sup>、トレンチ化<sup>\*2</sup>等の対策により耐震性を

強化する。

- (ウ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付けに耐震対策を実施する。
- (エ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。

#### イ 津波対策

海岸線に近い局舎においては水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道<sup>※3</sup>からの局舎内への浸水防止対策を実施する。

#### ウ 防火及び危険物に対する対策

- (ア) 通信機械室での火気使用を禁止するとともに、防火シャッター、防火扉、防火壁の整備により速やかに対策を実施する。
- (イ) 通信機械室で取り扱う揮発性及び危険物は、取扱方法、保管方法を徹底する。

#### エ 通信網の防災対策

- (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。
- (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル<sup>※4</sup>の地中化を推進する。
- (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。
- (エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。

#### オ 防災機器の整備

- (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。
- (イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。

#### カ 防災に関する訓練

災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

- (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練
- (イ) 災害時における通信の疎通訓練
- (ウ) 設備の災害応急復旧訓練
- (エ) 職員の非常召集訓練

#### ※1 フレキシブル化

地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること

#### ※2 トレンチ化

ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること

#### ※3 とう道

ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物

#### ※4 アクセス系ケーブル

ケーブル交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル

#### (2) 専用通信

専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、中日

本高速道路株式会社さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。

ア 耐震性の強化

局舎及び装置等の耐震性を強化する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。

ウ 装置・機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。

エ 定期点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

### 第3 廃棄物処理施設の安全性強化

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の震災による被害を最小限に止めるとともに、震災時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。

このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。

#### 1 処理施設の耐震性強化（県生活環境文化部、市町村）

##### （1）一般廃棄物処理施設

処理施設は、建設時の耐震設計基準に基づいて建設されているが、市町村は、既設の処理施設について、耐震性等の調査を実施するとともに、必要に応じて耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

また、今後、建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

##### （2）産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要な耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

#### 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

##### （1）処理施設の応急復旧資機材等の整備

市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。

##### （2）ごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等の確保等

震災時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。

(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。

**3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部）**

県は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、国、近県、市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

（資料「9-10 し尿処理施設一覧」、「9-11 ごみ処理施設一覧」）

**第4 危険物施設等の安全性強化**

**1 危険物施設（県危機管理局、市町村）**

地震により、危険物施設から、火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、流出等の防止に努める。

また、指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う施設については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。

なお、石油コンビナート地域の危険施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく富山県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

(1) 保安確保の指導

県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

(3) 危険物輸送の安全化

県、市町村及び警察は、危険物積載走行車両の転倒、転落や危険物の落下、流出等の未然防止を図り、また、標識の表示状況、消火器の設置状況の確認を行うため、常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、構造設備等の保安管理の徹底、危険物取扱者等の保安意識の徹底に努める。

(4) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努めるとともに、特に屋外タンク貯蔵所にあつては、必要に応じ地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機

材の確保などに努める。

#### (6) 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。(資料「3-17 危険物施設」)

## 2 高圧ガス製造事業所等(県危機管理局)

高圧ガスを大量に製造又は消費している事業所等は、施設が災害の原因になるような損傷を受けないように施設の耐震化を推進するとともに、損傷を受けた場合でも災害の拡大防止のための措置を講じ、周辺住民に被害を与えないように努める。

#### (1) 高圧ガス設備の耐震性の強化

大規模な地震の発生時には、高圧ガス施設も損傷を受けるおそれがあるので、地震の大きさや被害等を考慮して、貯槽<sup>※1</sup>、塔槽類<sup>※2</sup>、加熱炉及び回転機器<sup>※3</sup>等の主要設備の経年劣化に伴う、耐震性能の低下の有無や、附属する配管の伸縮可とう性を再点検するなど耐震性強化に努める。

#### (2) 計装設備の耐震対策

プロセス計器<sup>※4</sup>部分、接続部(ネジ込み)の強度を検討し、計装パネル<sup>※5</sup>等の転倒防止措置を講ずるとともに、計器用エアー配管<sup>※6</sup>の立ち上がり、立ち下がり部は伸縮可とう性をもたせる。また、コントロールバルブはフェイルセーフ機構<sup>※7</sup>にするなど耐震性強化に努める。

#### (3) 防消火設備の耐震対策

防火水槽は、耐震性をもたせ、分散を図る。また、ポンプ廻りの配管及び埋設配管の取付部は、伸縮可とう性をもたせるとともに、配管のループ<sup>※8</sup>、ブロック化を図り、災害時の機能確保に努める。

#### (4) 高圧ガス施設の津波対策

高圧ガス施設の周囲に漂流物の衝突防止のための柵等の設置、ポンベの流出防止のため複数のポンベをベルト等で結束するなど、津波対策の実施に努める。

#### (5) 通信設備の確保

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法で緊急連絡がとれるよう体制を整備し、伝達手段を確保する。

#### (6) 運転の緊急停止対策

化学工場等においては、重要機器については機器保護緊急停止が自動的に行われるが、全装置の緊急停止は手動操作によって行われている。このため、これらの事業所においては感震器と連動して危険度等に応じた自動遮断システムの導入を推進する。

#### (7) 防災活動対策

地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、津波警報等が発表された場合の行動基準及び保安設備の機能が喪失した場合の対応策を危害予防規程に定める。また、これらを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。(資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

#### ※1 貯槽

高圧ガスの貯蔵設備であって、地盤面に対して移動することができないもので安全弁、液面計、緊急等遮断弁等の付属品が設置されている。高圧ガス保安法では、この貯槽には、基礎、支柱及びアンカーボルト等は耐



震設計基準で設計するよう義務づけている。

※2 塔槽類

石油化学工場や化学工場等に設置されている反応、分離精製、蒸留等を行う高圧ガス設備の総称で高温、高圧状態で運転されている。

高圧ガス保安法では、貯槽と同様、耐震設計基準で設計するよう義務づけている。

※3 回転機器

液化ガスを移送するポンプ、気化ガスを圧縮する圧縮機等があり、耐震対策として基礎は本体と駆動体を同一にし、さらに遠隔停止可能にするよう設置されている。

※4 プロセス計器

石油化学工場や化学工場等での反応、精製等の工程は目視で監視し、管理することは不可能であり、圧力、温度等を測定することによってその工程の状態を把握し、管理している。この圧力計、温度計等をプロセス計器という。

※5 計装パネル

製造工程の状態を測定したプロセス計器の表示盤（パネル）をいう。

※6 計器用エア配管

可燃ガス等を使用する工程で、ガスの流量又は圧力等のコントロールバルブを調整する場合、この区域には可燃ガスが滞留するおそれがあり電気が使用できないため、圧縮空気を使用している。

この圧縮空気の配管が計器用エア配管である。

※7 フェイルセーフ機構

設備の一部に故障や誤作動があっても、安全な方に作動する仕組み。

※8 ループ化

消防火用の散水配管を環状（ループ状）に連結し、地震時にその一部が破損した場合、他方から水を供給するなどして散水できるよう相互に供給を確保する方法で、地震時に火災が発生しやすい区域には有効である。

### 3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

#### （1）毒物劇物取扱施設における予防対策

地震又は津波により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、震災予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行っている。

毒物劇物取扱施設であって、消防法又は高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令に定める技術上の基準の遵守を指導している。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。

ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。

イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止規定の制定等の自主災害防止対策を推進する。（資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」）

#### （2）学校における予防対策

学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して地震又は津波による被害が拡大するおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学

薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。

- ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止
- イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止
- ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止
- エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底
- オ 初期消火用資機材の整備

## 第5 地盤の液状化対策の推進

近年、臨海部の埋立地においても都市施設が建設されるなど、液状化による被害発生の危険性も増えている。このため、県及び市町村等は、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。

### 1 調査研究の推進（県危機管理局）

県では、平成6年度から実施してきた「地震調査研究」において、地盤の液状化危険度についても調査を実施している（巻末図5. 1、5. 2、5. 3）。

### 2 浅部の地盤データの収集とデータベース化（県関係部局、市町村）

県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。

### 3 液状化に関する知識の普及啓発（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民に対し、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。

### 4 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村）

県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

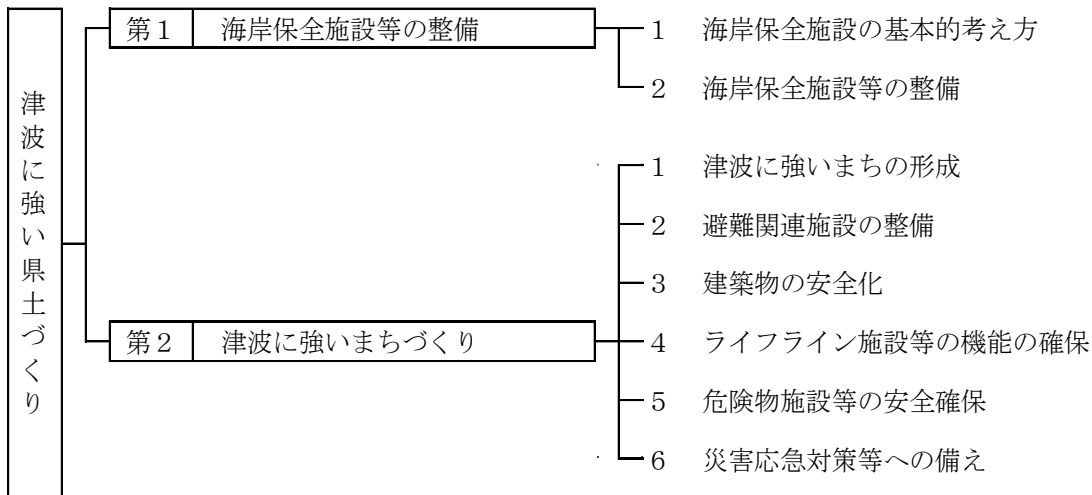
### 5 液状化ハザードマップの作成・公表

国、県及び市町村は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

# 第3節 津波に強い県土づくり

津波災害による被害を軽減するためには、海岸保全施設の整備を進めるとともに、津波に強いまちの形成を進める必要がある。また、避難関連施設の整備を進めるとともに、併せて建築物の安全化を図るほか、ライフライン施設等の機能や、危険物施設等の安全確保を図る必要がある。

## 対策の体系



### 第1 海岸保全施設等の整備

#### 1 海岸保全施設の基本的考え方

国、県及び市町村は、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保など適切な維持管理を行うものとする。

また、国、県及び市町村並びに施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。

さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

#### 2 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の来襲を受けた場合、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。また、越流した場合でも、倒壊までの時間を長くする、あるいは全壊に至る可能性を減らすため、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に備える。

ア 耐震性の不足している構造物の強化

イ 低地盤地域における液状化対策

ウ 一定の津波の高さに対応した海岸保全施設の整備（嵩上げ、粘り強い構造）

エ 保安林の指定及び海岸防災林の造成

## 第2 津波に強いまちづくり

### 1 津波に強いまちの形成

#### (1) 徒歩避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

国及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、県及び市町村は津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。

国、県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮するものとする。

#### (2) 地域防災計画の都市計画等との連携

県及び市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、本県の津波の特徴を踏まえたまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

#### (3) 津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定

県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。

また、県及び市町村は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

国、県及び市町村は、行政関連施設、要配慮者に関わる社会福祉施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の

より低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

#### (4) 減災のための総合的な取組みの推進

国、県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨界工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。

国土交通省、県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

国土交通省、内閣府、県及び市町村は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする

## 2 避難関連施設の整備

### (1) 緊急避難場所及び避難所の整備

県及び市町村は、緊急避難場所の整備にあたり、津波シミュレーション調査の結果や富山県の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

市町村等は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を指定緊急避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に緊急避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることが多いことから、県、市町村、関係機関間であらかじめ、住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努めるものとする。

#### (2) 避難路、避難階段等の整備

国、県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。また、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全の確保を図るものとする。

国、県及び市町村は、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

### 3 建築物の安全化

国、県及び市町村及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

国、県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

### 4 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市町村及びライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの

津波に対する安全性の確保を重点的に行なうものとする。

国、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

国、公共機関、県及び市町村においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

## 5 危険物施設等の安全確保

国、県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

## 6 災害応急対策等への備え

国、公共機関、県及び市町村は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行なうための備えを平常時より十分行なうとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

## 第4節 防災活動体制の整備

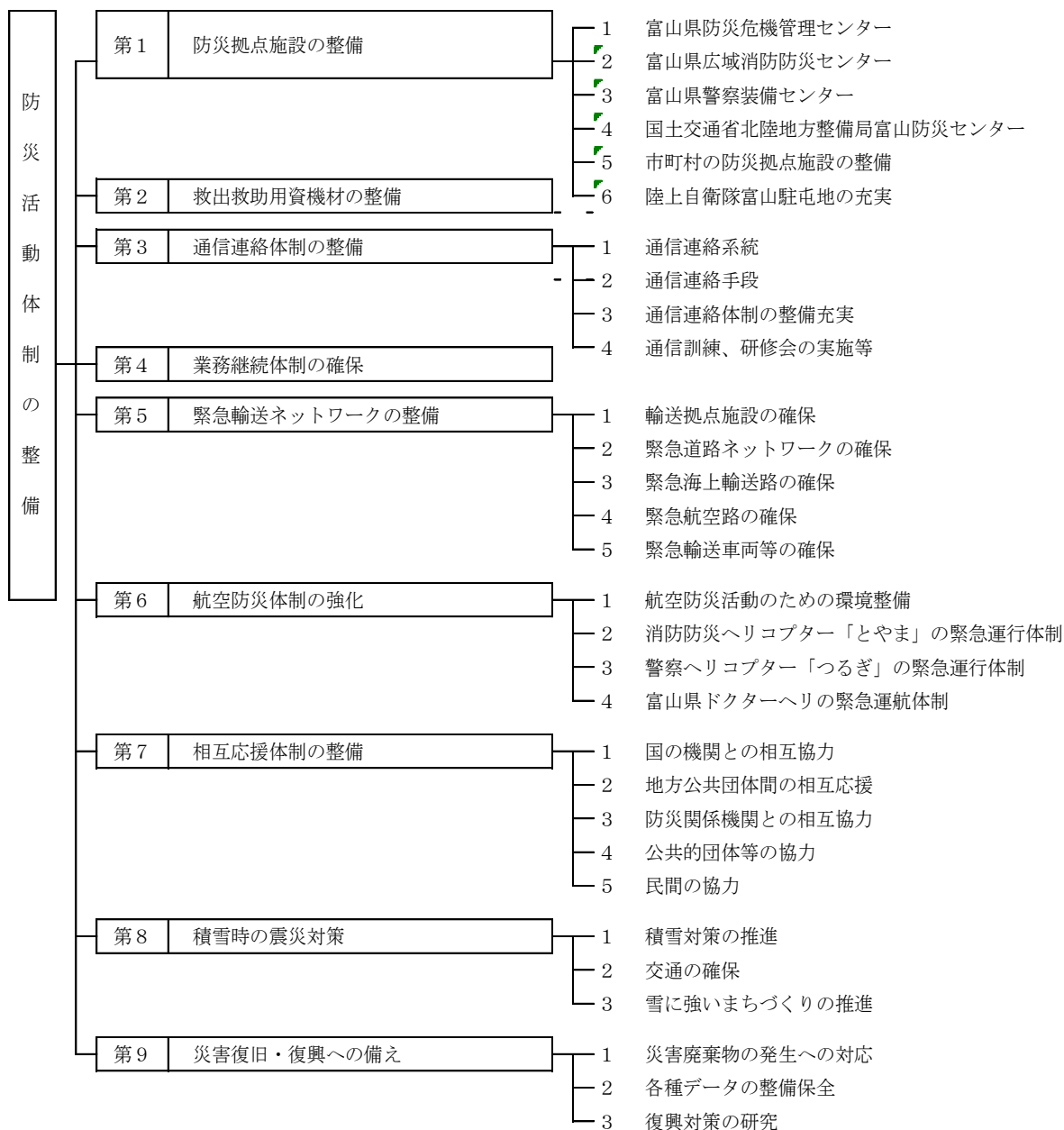
同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、災害時直後から次々に起きる地震・津波災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。

この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。

本県の地震・津波防災の体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。



## 対策の体系



### 第1 防災拠点施設の整備

県は、災害時において、災害対策本部や広域応援部隊の連絡要員のための活動スペース等を有し、災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設や、自衛隊等の実動部隊が集結する受援機能のほか、備蓄機能、輸送拠点機能を有する災害応急活動の支援拠点を整備しており、これらの施設における情報共有、連携を図り、迅速かつ的確に災害応急活動に当たるよう努める。また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。

さらに、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

#### 1 富山県防災危機管理センター（県危機管理局）

県は、県民の生命・身体・財産を守るべく、災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や防災関係機関が活動する受援のためのスペースを備えた本県の防災、危機管理の中核機能を有する「富山県防災危機管理センター」を設置する。

(1) 防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

(ア) 緊急参集・対策本部機能

- ・常設の災害対策本部室等を設置し、県職員や防災関係機関が、被災状況の情報収集や対策立案に必要な調整を行う場
- ・本部長（知事）、副本部長（副知事）、本部員（部局長等）及び関係機関等が応急対策等を協議し、対応方針を決定する場

(イ) 輸送拠点機能

- ・屋上ヘリポート

(ウ) 受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣部隊、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地

(エ) 防災情報機能

- ・各種防災システムの情報や現地の被災映像などをリアルタイムで収集し、災害対策本部室の60型10面マルチディスプレイ等に表示及び関係機関へ配信する映像情報システムを活用し、迅速、的確な状況判断につなげる場

(オ) ライフラインの確保

- ・免震構造、耐浸水性を有し、72時間以上のライフラインの自立・代替機能を確保

(カ) 広域消防防災センターとの連携

防災危機管理センターは災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として、広域消防防災センターは災害応急活動の支援拠点として対応

イ 平常時における役割・機能

- ・自主防災組織向け研修や防災士養成研修など防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場
- ・交流・展示スペースでの防災に役立つ展示など県民への防災啓発の場
- ・防災危機管理センターでは主に座学の研修等を、広域消防防災センターでは実践的な訓練や体験型の防災教育等を実施するなどそれぞれの機能を有効に活用

## 2 富山県広域消防防災センター（県危機管理局）

県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。

(1) 防災拠点施設の役割・機能

ア 災害時における役割・機能

(ア) 備蓄機能等

- ・呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫
- ・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽

(イ) 輸送拠点機能

- ・応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）
- ・臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）

(ウ) 受援機能

- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地

(エ) 災害対策本部の代替機能

イ 平常時における役割・機能

- ・防災関係者の研修の場
- ・県民の防災教育の場

### 3 富山県警察装備センター（県警察本部）

県警察本部は、平成 15 年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。

また、同センターを災害時における機動隊、警察災害派遣隊の集結拠点とする。

### 4 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局）

北陸地方整備局は、管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。

(機能)

- ア 災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地
- イ 災害発生時の情報の収集、発信基地
- ウ 災害対策の訓練、研修機能

### 5 市町村の防災拠点施設の整備（市町村）

市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市町村においては、地域防災拠点施設とともに富山県広域消防防災センターに準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。

(1) 地域防災拠点施設の役割

- ア 災害時における役割・機能
  - (ア) 市町村等の現地活動拠点
  - (イ) 自主防災活動の拠点
  - (ウ) 応援部隊の活動拠点
  - (エ) 避難施設

イ 平常時

- (ア) 自主防災組織等の研修、訓練場
- (イ) 住民の憩いの場

(2) 地域防災拠点施設の施設設備（例示）

- |         |          |        |
|---------|----------|--------|
| ア 情報連絡室 | イ 医療救護室  | ウ 備蓄倉庫 |
| エ 研修室   | オ 耐震性貯水槽 | カ 広場   |

## 6 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊）

自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。

ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化

イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化

## 7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

## 第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字富山県支部）

県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。

（資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」、「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」

「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」、「5-8 応急給水用具等」

「5-11 日本赤十字富山県支部災害救護装備状況」)

## 第3 通信連絡体制の整備

県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。

さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとする IT の積極的な活用を図り、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

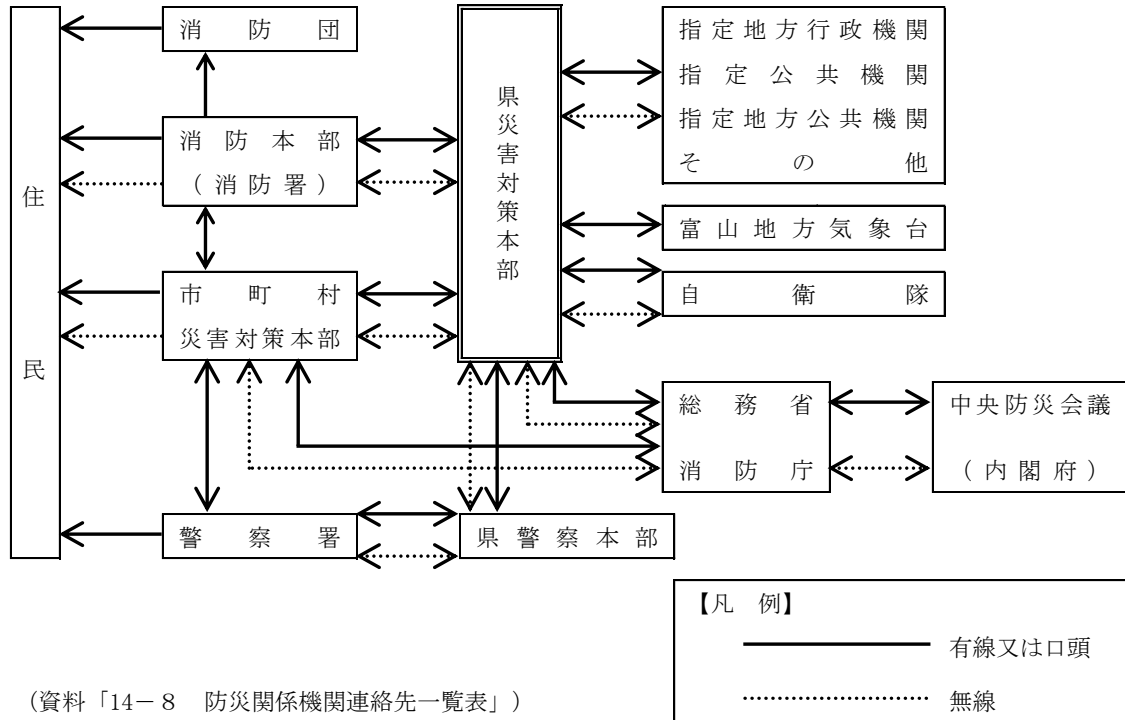
特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

### 1 通信連絡系統（各防災関係機関）

県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。

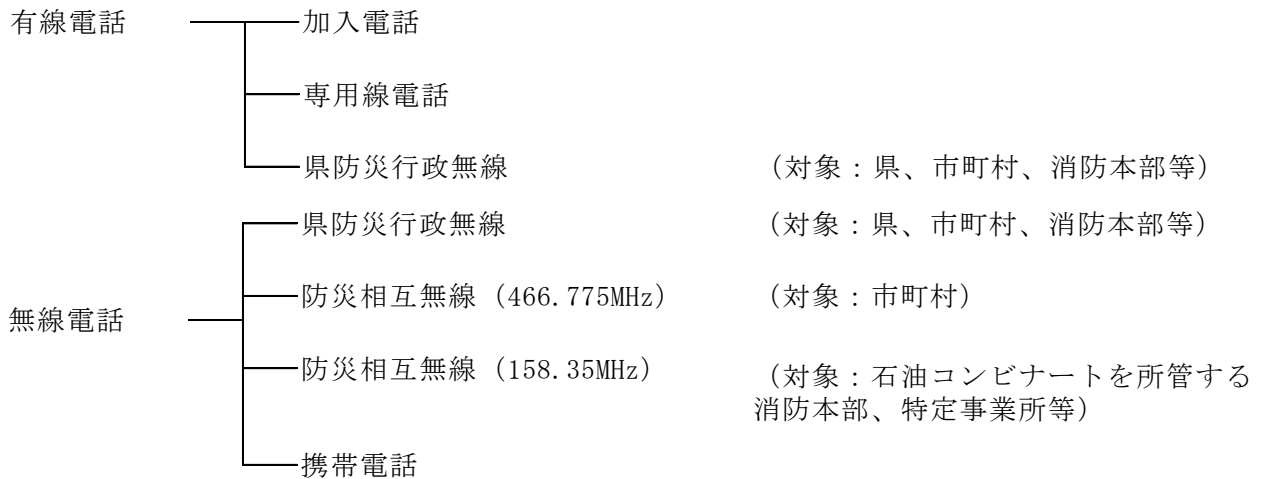
### 通信連絡系統図



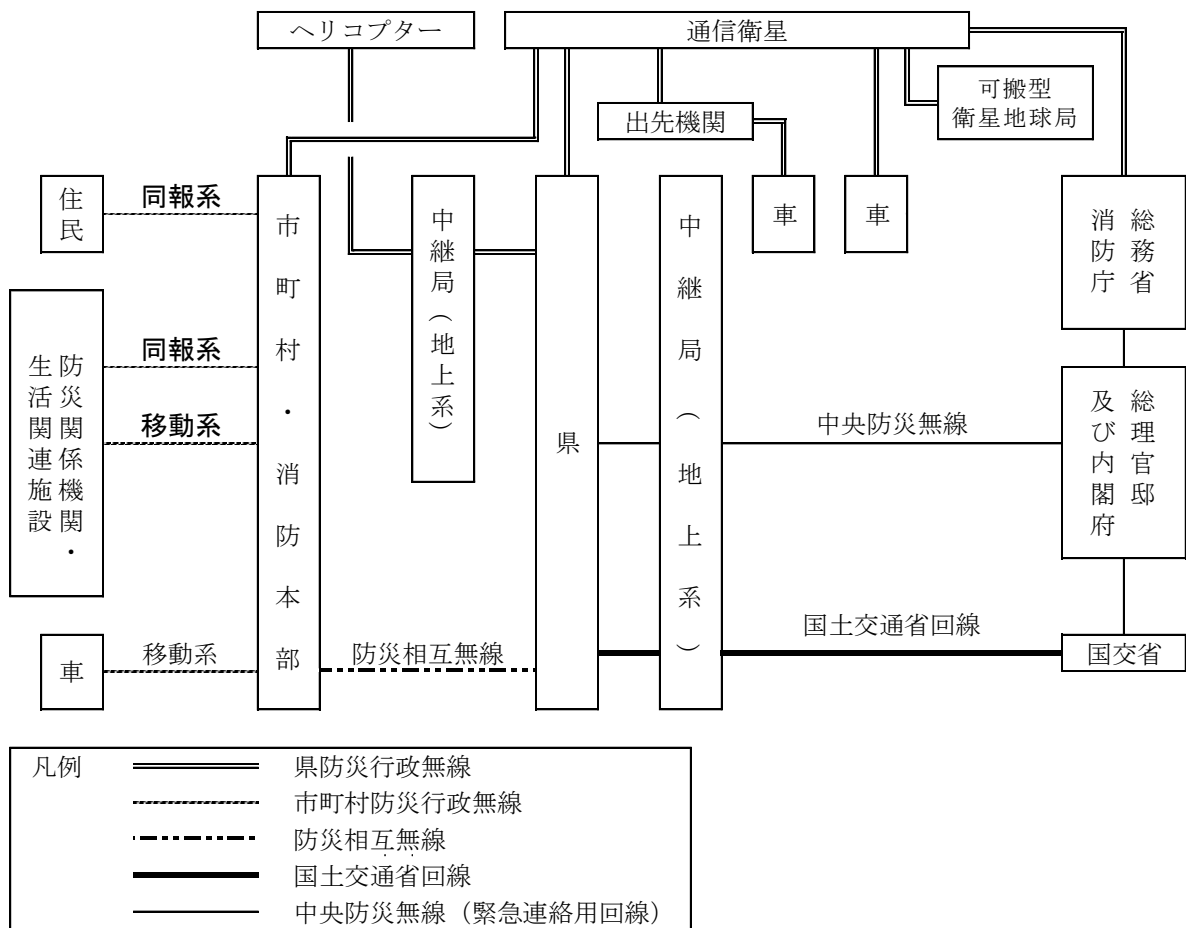
(資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」)

## 2 通信連絡手段（全防災関係機関）

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。



無線通信ネットワーク図



## 3 通信連絡体制の整備充実（県危機管理局、市町村）

### (1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、震災時においても、その機能を十分発揮できるように通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。

(資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」)

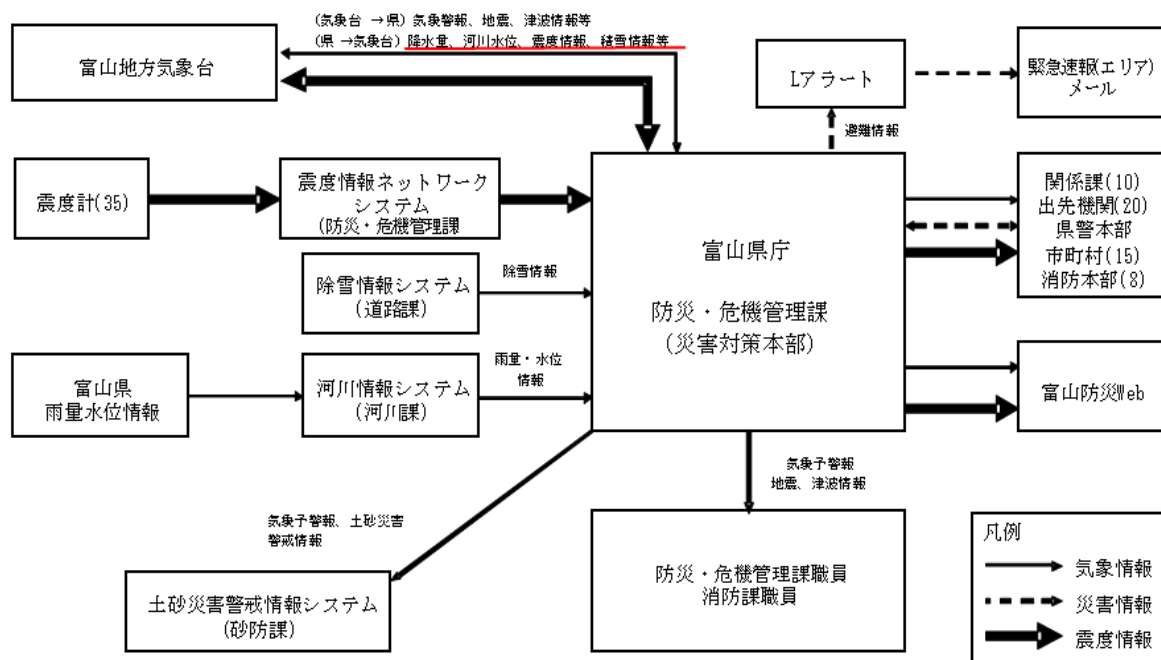
(2) 県総合防災情報システム

平成 17 年 9 月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、除雪情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。

県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ、緊急速報メール）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）、必要に応じて臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。

また、平成 28 年 8 月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

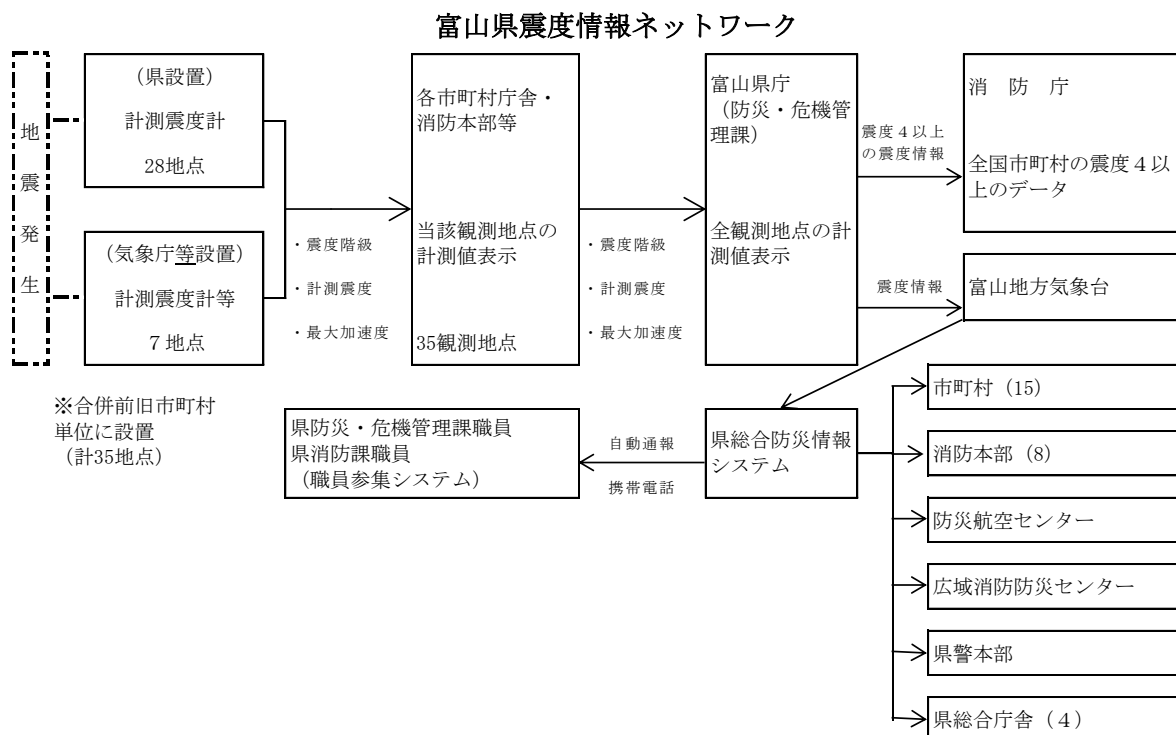
富山県総合防災情報システム



(3) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する震度情報ネットワークシステムを平成 9 年 4 月 1 日より運用しているが、機器の老朽化や送信遅延等により初動対応に遅れが生じること等のないよう、平成 21 年にシステムの更新を図った。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、県総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部や各総合庁舎等に提供している。



#### (4) 市町村防災行政無線の整備促進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線

イ 地震情報や災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線

本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。

市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。

また、市町村は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集伝達を図るため市町村防災行政無線に加えて、孤立化が懸念される山間地集落等地域の実情に応じて衛星通信の整備に努めるとともに、携帯端末の緊急速報メール機能、Lアラート（災害情報共有システム）等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」）

#### (5) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

（資料「7-4 富山県消防無線配置図」、「7-5 富山県防災相互通信無線局」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」）

#### (6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

県は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震、津波等の緊急情報を受信し



たときは、直ちに関係機関にその内容を伝達するものとする。市町村は、同システムにより、地震、津波等の緊急情報を受信したときは、直ちに関係機関及び住民にその内容を伝達するものとする。

#### (7) 緊急地震速報受信システムの整備

緊急地震速報は、地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報であり、強い揺れの前に身の安全を取ることができる。

このため、県及び市町村は、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努め、児童生徒や施設利用者の安全の確保を図るものとする。

#### 4 通信訓練、研修会の実施等（全防災関係機関）

震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

### 第4 業務継続体制の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

県、市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

### 第5 緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議

の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

さらに、国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

### 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。

また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。

県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	富山市公設地方卸売市場	富山市掛尾町 500
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田 777
	富山産業展示館	富山市友杉 1682
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島 183
	富山県産業創造センター	高岡市二塚 322-5
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島 287
	第一倉庫(株) (富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343
	魚津海陸運輸倉庫(株) (魚津海陸物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12
	富山倉庫(株) (富山東1号倉庫)	上市町久金新 315
	(株)日立物流 (富山物流センターA)	上市町久金 312
	(株)日立物流 (富山物流センターB)	上市町久金 312
	(株)日立物流 (富山物流センターC)	上市町久金 312
	富山県トラック(株) (富山東物流センター)	富山市水橋沖 188
	日本通運(株) (富山物流センター)	富山市新庄本町 2-8-59
	(株)中央倉庫 (A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4
(株)中央倉庫 (B号倉庫)	射水市橋下条 1926-4	

	トナミ運輸(株) (小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷 2-1-1
	(株)日立物流 (富山西物流センター)	射水市流通センター青井谷 1-10-2
	伏木海陸運送(株) (第1CFS)	高岡市石丸 705-1、4
	荻布倉庫(株) (21号、221号、222号、23号、24号)	高岡市荻布字川開 688
	京神倉庫(株) (北陸流通センターA号倉庫)	砺波市西中 631-6
	東砺倉庫(株) (小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺 193
	トナミ運輸(株) (小矢部倉庫)	小矢部市平桜 1806-4
	八嶋合名会社 (本社新倉庫)	射水市庄西町 2-4-6
海上輸送拠点施設	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区
	魚津港	魚津市港町
	氷見漁港	氷見市中央町～比美町
	宮崎漁港	朝日町宮崎
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島 30

## 2 緊急道路ネットワークの確保 (県土木部)

道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急輸送道路を次のとおり指定する。

### (1) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

### (2) 第2次緊急輸送道路

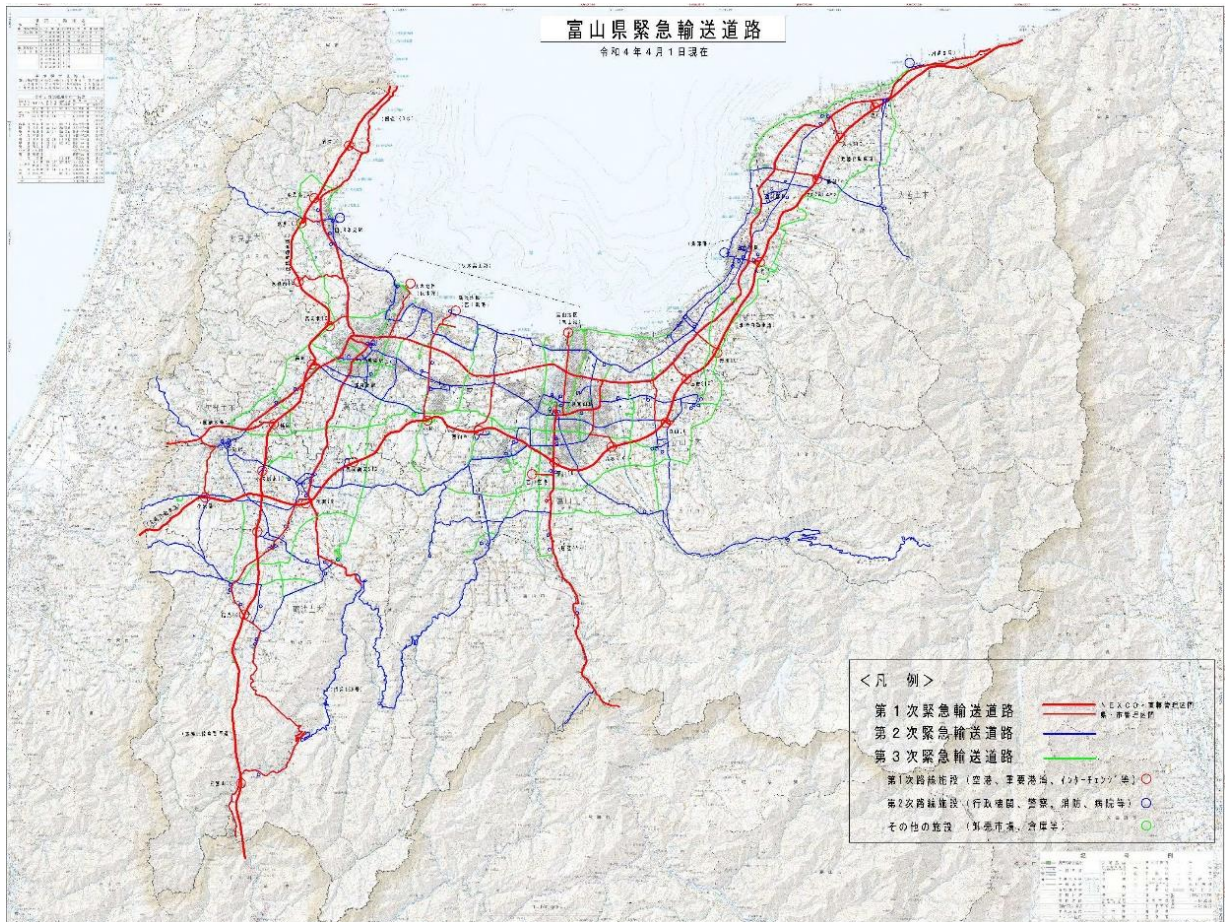
第1次緊急輸送道路とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。

### (3) 第3次緊急輸送道路

上位路線を相互に補完する幹線道路

緊急輸送道路の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路や高速自動車道への緊急乗入路の活用についても必要に応じて検討する。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。(資料「6-1-2 緊急輸送道路一覧表」)

## 緊急輸送道路図（令和4年4月）



なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

### 3 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）

港湾・漁港施設は、震災時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。

このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。

また、震災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。

### 4 緊急航空路の確保（県地方創生局、県厚生部、県警察本部、市町村）

空港は、震災時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。

また、震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う

必要があることから、ヘリポートの整備を推進するとともに、各地域に場外離着陸場を確保する。  
(資料「6-8 空港施設の現況」、「8-9 場外離着陸場一覧」)

## 5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部）

県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。  
(資料「8-1 県有車両車種別」、「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」  
「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

## 第6 航空防災体制の強化

震災に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

なお、県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

### 1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

震災時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。

#### (1) 離着陸場の確保・整備

ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。

ア 緊急避難場所、避難所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備

ウ 交通遠隔地や震災時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備  
(資料「8-9 場外離着陸場一覧」)

#### (2) 震災時の広域即応体制の整備

震災時において、他縣市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター動態管理システム」を活用する。

また、消防防災、警察、医療機関、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。

さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。

(資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」)

#### (3) 広域的な救急搬送システムの整備

富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、

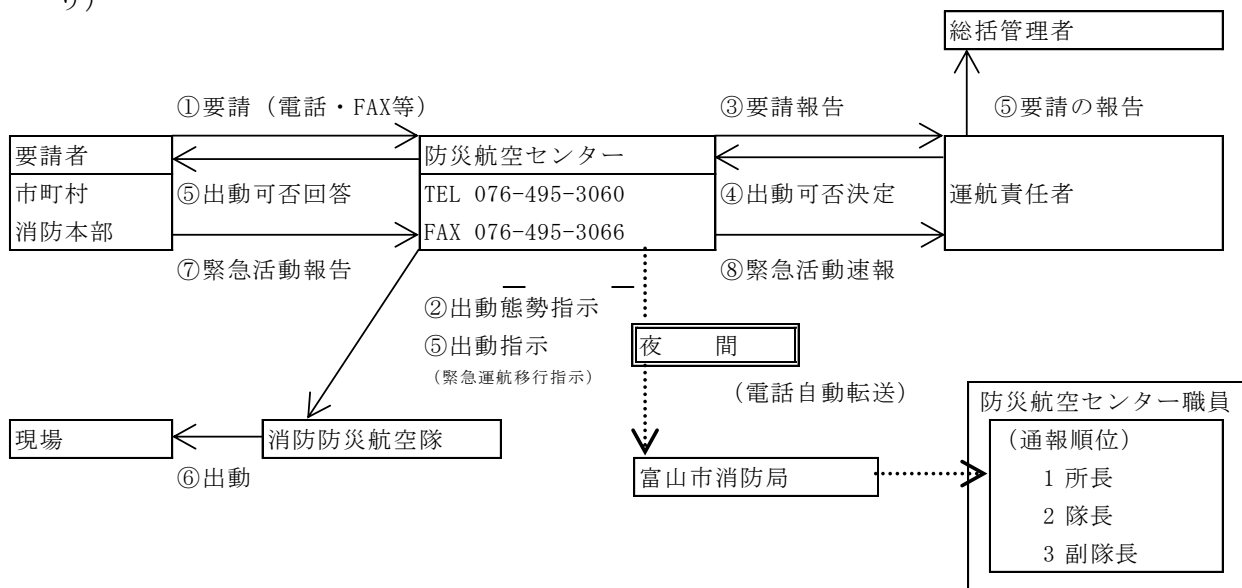
救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。

## 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危機管理局、市町村）

防災航空センターは、地震発生時に、災害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

### (1) 緊急運航要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請いとまがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。（要請の手続きの流れは次図のとおり）



### (2) 受入れ態勢

消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用水利、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

### (3) 相互応援協定

消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。

### (4) ヘリコプターテレビ電送システム等の活用

ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。

また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。

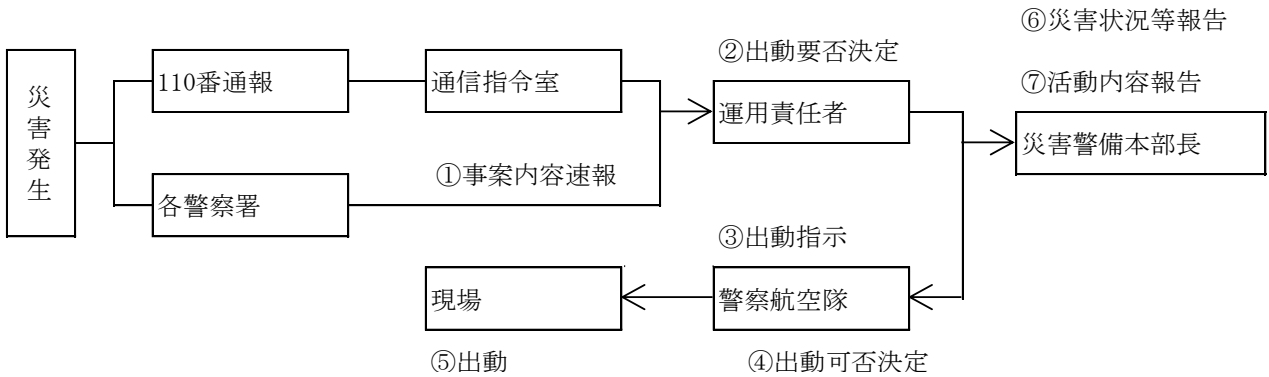
### 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部）

警察航空隊は、地震発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

#### (1) 緊急運航

地震等の災害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。

(出動の流れは次図のとおり)



#### (2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用

震度5強以上の地震による大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。

#### (3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用

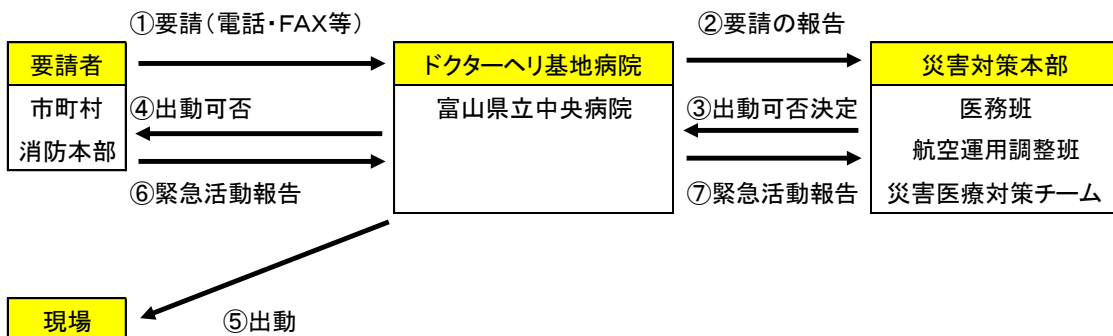
ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信等を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。

### 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部）

県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、地震発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。

#### (1) 緊急運航要請

富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）



## (2) 受入れ態勢

富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。

- ア 離着陸場所及び安全対策の確保
- イ 傷病者等の病院等への搬送手配
- ウ その他必要な事項

## 第7 相互応援体制の整備

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成19年3月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。

県では、現在、次のとおり協定等を締結している。

### 1 国の機関等との相互協力

#### (1) 自衛隊との連携（自衛隊、県危機管理局）

県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

#### (2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、北陸地方測量部、県土木部）

##### ア 災害時の相互協力に関する申合せ

国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社高速道路事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。

##### イ 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（港湾）



国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港外港湾管理者）、石川県知事（金沢港外港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（（一社）日本埋立浚渫協会北陸支部長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、（一社）日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、（一社）日本潜水協会会長、（一社）海洋調査協会会長及び（一社）港湾技術コンサルタント協会会長）とは、平成 28 年 6 月 1 日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。

#### ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定

県と国土地理院とは、平成 24 年 7 月 26 日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。

## 2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局）

県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。

県及び市町村は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### （1）都道府県間の相互応援

#### ア 全国都道府県の災害時応援

全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定を見直し、平成 24 年 5 月 18 日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援について必要な事項を定めている。

また平成 30 年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「応急対策職員派遣制度」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則 1 対 1 で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。

（資料「12-6-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」）

#### イ 9 県 1 市の災害時応援

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和 52 年 3 月 31 日に締結された協定を見直し、平成 19 年 7 月 26 日、「災害時等の応援に関する協定書」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。

さらに、全国知事会の体制や応急対策職員派遣制度と調和のとれた広域応援体制を整備する。（資料「12-6-2 災害時等の応援に関する協定書」）

#### ウ 新潟県との災害時応援

県は、新潟県と平成 7 年 8 月 24 日、「災害時の相互応援に関する協定書」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。

（資料「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」）

#### エ 石川県・福井県との災害時応援

県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「北陸三県災害相互応援に関する協定」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。(資料「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」)

## (2) 市町村間の相互応援

市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。

## 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）

### (1) 県と防災関係機関との相互協力

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。

県では、現在、次のとおり協定を締結している。

#### ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約

昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託協定書」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。(資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)

#### イ 日本放送協会、民間放送各社との協定

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (ア) 日本放送協会富山放送局   | (昭和39年4月14日締結) |
| (イ) 北日本放送株式会社     | (昭和39年4月14日締結) |
| (ウ) 富山テレビ放送株式会社   | (昭和50年2月28日締結) |
| (エ) 富山エフエム放送株式会社  | (昭和60年3月27日締結) |
| (オ) 株式会社チューリップテレビ | (平成2年9月28日締結)  |

(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)

#### ウ ケーブルテレビ協議会との協定

災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。(平成17年6月8日締結)

(資料「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定書」)

#### エ 電力会社等との協定等

災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (ア) 富山県警察本部    | (昭和38年9月7日締結) |
| (イ) 富山地方鉄道株式会社 | (昭和39年9月9日締結) |

- (ウ) 北陸電力株式会社 (昭和 39 年 11 月 16 日締結)  
(エ) 関西電力株式会社北陸支社 (昭和 39 年 11 月 18 日締結)  
(オ) 西日本旅客鉄道株式会社 (昭和 62 年 4 月 1 日締結)

更に、県と北陸電力株式会社とは、平成 23 年 8 月 17 日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震、津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。

(資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」)

オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定

県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成 9 年 12 月 17 日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

(資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)

カ (一社)プレハブ建築協会との協定

県と(一社)プレハブ建築協会とは平成 8 年 10 月 28 日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。(資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)

キ (一社)富山県警備業協会との協定

県と(一社)富山県警備業協会とは、平成 9 年 4 月 28 日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。(資料「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」)

ク (公社)富山県医師会との協定

県と(公社)富山県医師会とは、平成 12 年 4 月 1 日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(社)富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。(資料「12-18 災害時の医療救護に関する協定書」)

ケ (一社)富山県建設業協会等との協定

県と(一社)富山県建設業協会とは、平成 13 年 8 月 31 日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施について取り決めている。

更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成 19 年 3 月 29 日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。

(資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」)

(資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)

コ 住宅金融支援機構との協定

県と(独)住宅金融支援機構とは、平成 17 年 3 月 15 日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成 27 年 10 月 30 日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。

(資料「12-22 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」)

サ (一社)日本自動車連盟中部本部富山支部との協定

県と(一社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成 17 年 6 月 3 日に「災害時における

通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。

(資料「12-23 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」)

シ (一社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定

県と(一社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。

(資料「12-25 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」)

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定

県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。

(資料「12-26 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」)

セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定

県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。

(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)

ソ (一社)富山県構造物解体協会との協定

県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。

(資料「12-28 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」)

タ 富山県環境保全協同組合との協定

県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。

(資料「12-29 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」)

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定

県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。

(資料「12-30 富山県消防防災ヘリコプターからの映像の提供に関する協定書」)

ツ (一社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定

県と(社)建設コンサルタント協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-32 災害時における応急対策業務に関する協定」)

テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定

県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平

成 20 年 3 月 21 日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。

(資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」)

ト 中日本高速道路株式会社との協定

県と中日本高速道路株式会社とは、平成 20 年 6 月 6 日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成 20 年 7 月 4 日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。

(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)

(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定

県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成 20 年 8 月 8 日に締結した既存の協定を見直し、令和 4 年 3 月 18 日に、「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結した。本協定では、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定

県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

(資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」)

ヌ 富山県石油商業組合との協定

県と富山県石油商業組合とは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。

(資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

ネ (株)北陸銀行との協定

県と(株)北陸銀行とは、平成 24 年 2 月 1 日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。

(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

ノ (一財)北陸電気保安協会との協定

県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成 24 年 9 月 13 日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。

ハ (株)ダスキンの協定

県と(株)ダスキンとは、平成 24 年 10 月 1 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協

定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定

県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成 24 年 12 月 4 日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

フ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定

県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成 24 年 12 月 20 日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

ヘ (公社)富山県柔道整復師会との協定

県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。

ホ 富山県行政書士会との協定

県と富山県行政書士会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。

マ (一社)富山県ビルメンテナンス協会との協定

県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成 25 年 2 月 19 日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。

ミ (一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定

県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成 25 年 3 月 1 日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。

ム (公社)富山県薬剤師会との協定

県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成 25 年 3 月 7 日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

メ (株)サガミチェーンとの協定

県と(株)サガミチェーンとは、平成 25 年 11 月 29 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。

モ 石油連盟との覚書

県と石油連盟とは、平成 26 年 4 月 11 日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。

ヤ (公社)富山県看護協会との協定

県と(公社)富山県看護協会とは、平成 26 年 12 月 25 日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ユ (一社)富山県歯科医師会との協定

県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協力について取り決めている。

ヨ (公社)富山県獣医師会との協定

県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する活動への協力について取り決めている。

ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定

県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。

リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定

県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。

ル (一社)全国木造建設事業協会との協定

県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。

レ (公社)富山県浄化槽協会との協定

県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。

ロ ヤフー株式会社との協定

県とヤフー株式会社とは、平成29年4月28日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。

ワ NTTタウンページ株式会社との協定

県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。

ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定

県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。

ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定

県と(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。

あ サクラパックス株式会社との協定

県とサクラパックス株式会社とは、平成31年3月15日に「災害時における緊急用資材の供

給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。

い 中日本段ボール工業組合との協定

県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている

う 富山県レンタカー協会との協定

県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車確保のための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。

え 富山県医療機器協会との協定

県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。

お (一社) 富山県建築士事務所協会、(公社) 富山県建築士会及び(公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定

県と(一社) 富山県建築士事務所協会、(公社) 富山県建築士会及び(公社) 日本建築家協会北陸支部富山地域会とは、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。

か 北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)との協定

県と北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)は、令和3年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会との三者協定

県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和3年7月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。

く 独立行政法人国立高等専門学校機構との協定

県と独立行政法人国立高等専門学校機構とは、令和3年11月17日に「災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定」を締結し、富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協力について取り決めている。

け 株式会社北陸マツダとの協定

県と株式会社北陸マツダとは、令和3年12月3日に「災害時における環境性能車両の提供に関する協定」を締結し、災害時等における車両の貸与に関する協力について取り決めている。

こ (一社) 日本ムービングハウス協会との協定

県と(一社) ムービングハウス協会は、令和4年3月18日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。



さ (公社) 全日本不動産協会富山県本部との協定

県と(公社)全日本不動産協会富山県本部とは、令和4年3月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。

し 西日本電信電話株式会社との協定

県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。

(2) 防災機関間の相互協力

防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。

ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力

日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。  
(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」)

イ 電力会社間の相互協力

北陸電力、北陸電力送配電、関西電力及び関西電力送配電は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。

ウ ガス会社間の相互協力

(一社)日本ガス協会では「非常事態における応援要綱」、(一社)日本コミュニティーガス協会北陸支部では「コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。

一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給(中核充填所\*と連携)に万全を期すこととしている。

※ 大規模災害発生時にもLPガスを安定供給できるように、自家発電設備やLPガス配送車両、衛星通信設備等を導入したLPガス充填所で、経済産業省が指定したもの。

エ 水道事業体相互間の協力

(公社)日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。

4 公共的団体等の協力(市町村)

市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 被災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

## 5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関）

県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

また、県及び市町村は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、県及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

## 第8 積雪時の震災対策

冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期における地震被害の軽減に努める。

### 1 積雪対策の推進（県危機管理局、市町村）

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、「富山県地域防災計画雪害編」及び「富山県総合雪計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

### 2 交通の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）

#### (1) 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努めることが必要である。

#### ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、国道、県道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適した除雪機械の確保に努める。

(イ) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

イ 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが考えられる。このため、県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る必要がある。

(ア) 空港の除雪体制の確保

空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を推進する。

(イ) 緊急時ヘリポートの確保

県及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪体制の強化を図る。

### 3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村）

ア 家屋倒壊の防止

県及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。

イ 地域相互救助体制の確立

自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。

ウ 積雪・寒冷期における避難路、避難場所等の確保

県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設（流雪溝等）の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難場所及び避難道路の確保を図る。

また、避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、避難所での寒冷対策に留意するものとする。

## 第9 災害復旧・復興への備え

### 1 災害廃棄物の発生への対応

国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に

災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

## 2 各種データの整備保全

国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）
- ・不動産登記の保全 等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 3 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

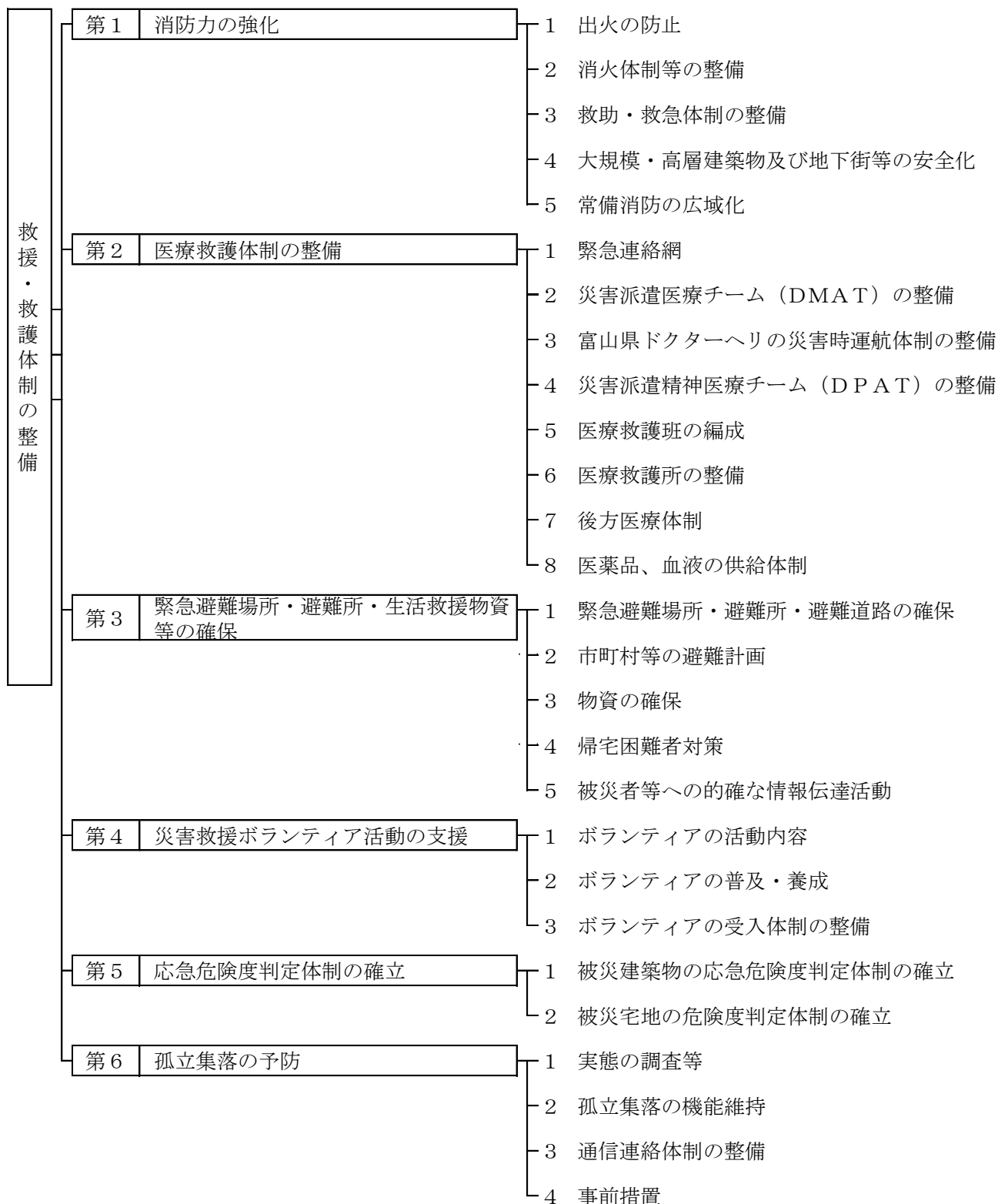
## 4 男女共同参画の視点

県及び市町村は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

## 第5節 救援・救護体制の整備

本県における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、地震・津波による被害を可能な限りの軽減に努めるものとする。

### 対策の体系



## 第1 消防力の強化

関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、東日本大震災にみられように、大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。このため、県民は平素から出火の防止に努めるとともに、震災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。

一方、県及び市町村は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、市町村は、自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的にできるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。

### 1 出火の防止（県危機管理局、市町村）

県及び市町村は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、県民に次の指導を行い、出火の防止に努める。

#### (1) 一般家庭に対する指導

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス警報機等の安全な機器の普及

イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓

エ カーテン等防災製品の普及

オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底

カ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

キ 住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理

#### (2) 事業所に対する指導

ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

イ 県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術の習得を図るとともに、消防用設備等の整備に関する技術を向上させるため定期的に講習等を実施するなど、その資質の向上に努めるものとする。

### 2 消火体制等の整備（県危機管理局、市町村）

#### (1) 初期消火体制の強化

県及び市町村は、地震発生時において火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。

イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。

エ 市町村は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。

## (2) 消防設備等の強化

ア 市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。

イ 市町村は、消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。

ウ 県は、市町村の消防力の充実に図るため、必要な指導、助言、支援を行い、積極的にその整備を推進する。

(資料「4-14-1 消防体制等の概況」、「4-14-2 消防本部・署所及び消防団の現況」、  
「4-15 化学消火剤備蓄状況」)

## (3) 消防水利の整備

大規模な地震が発生した場合、水道施設の破壊により消火栓の使用不能や防火水槽の破損等も予想される。このため、市町村は、次の施設の整備を促進し、消防水利の整備に努める。

ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。

イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。特に、河川水の利用を容易にするため、段階式護岸の整備を行うとともにプール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。

(資料「4-14-3 消防水利の現況」)

## (4) 人材育成の充実

県は、女性防火クラブ員、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとするとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても図上訓練や応急手当研修などを実施し、富山県広域消防防災センター等において実施する研修内容を充実する。

## 3 救助・救急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。

県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

なお、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

る。

### (1) 救助体制の整備

- ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者の被災状況の把握に努めるものとする。
- イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。(資料「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」)
- ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。
- オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。

### (2) 救急体制の整備

- ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED<sup>※1</sup>の使用を含む心肺蘇生法<sup>※2</sup>や止血法<sup>※3</sup>などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- イ 市町村は、救急能力を高めるため、救急救命士<sup>※4</sup>の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ<sup>※5</sup>などの応急救護研修の実施に努める。

### (3) 医療機関との連携体制

- ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。
- イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。

(資料「9-8 広域災害・救急医療情報システムの概要」)

※1 AED Automated External Defibrillators (自動体外式除細動器)

心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機

※2 心肺蘇生法

心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、胸骨圧迫と人工呼吸を実施する方法。

※3 止血法

外傷などによる出血を止める方法

※4 救急救命士

救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。

※5 トリアージ

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。



#### 4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化（県危機管理局、市町村）

都市化の進展に伴い、県内においても多数の者が利用する大規模・高層建築物<sup>※1</sup>は増加傾向にある。これらの建築物については、その規模や構造上の特殊性から地震時の避難や火災発生時の消火活動などの対応に極めて困難が予想される。また、地下街についても閉鎖性を有するため、消防活動等に困難を伴う。

このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた防火・防災管理や共同防火・防災管理の徹底、実践的かつ定期的な訓練の実施の推進などの指導強化に努める。

##### (1) 大規模・高層建築物の防災対策

消防は、関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者及び防災管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。

##### ア 火災予防対策

火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策、火気使用場所の環境整備及び可燃性物質の転倒落下防止措置、内装材料、装飾品の不燃化、防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策等を推進する。

##### イ 避難対策

避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保、ショーケース、看板等の転倒や落下防止、避難誘導員の事前指定、避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する火災発生時の行動要領の周知徹底、防災センターから迅速な緊急放送体制の整備等を推進する。

##### ウ 防火管理対策

従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防火管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防火管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練、防災センターの機能強化及び要員教育を徹底する。

##### エ 防災管理対策

一定規模以上の大規模・高層建築物について、防災管理者を必ず選任し、従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防災管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防災管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練を徹底する。

また、これらの建築物については、自衛消防組織を設置するとともに、全体を指揮する統括管理者を選任させることとし、消防計画に定められた任務分担に基づき、消防機関への通報、在館者への連絡、初期消火、避難誘導等について実践的かつ定期的な訓練の実施と自衛消防組織要員の教育を徹底する。

##### オ 消防用設備の管理対策

消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理する。

##### ※1 大規模・高層建築物

百貨店やホテルなど多数の者が出入りするもので、延べ面積が 50,000 m<sup>2</sup>以上である建築物など大規模なものとして政令で定めるもの

## (2) 地下街の防災対策

消防は、関係法令に規定された消防用設備の設置及び適正な維持管理、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など大規模・高層建築物の対策同様、指導の強化、推進に努める。

## 5 常備消防の広域化（県危機管理局、市町村）

### (1) 広域化の方向

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応は困難といえる。

このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、常備消防の広域化を推進する。

## 第2 医療救護体制の整備

### 1 緊急連絡網（県厚生部）

県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

### 2 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）

#### (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成

県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。

※ 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「DMAT」）

災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。

大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。

#### (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。

ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。

エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。

### 3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）

#### （1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備

県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

#### （2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備

富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。

### 4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部）

#### （1）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成

県は、富山県精神科医会、独立行政法人国立病院機構北陸病院、富山大学付属病院、一般社団法人日本精神科看護協会富山県支部、富山県精神保健福祉士協会、富山県臨床心理士会及び一般社団法人富山県作業療法士会と「富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣に関する協定」を締結し、自然災害等が発生した場合に被災地域等における精神保健医療体制の支援等を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣体制を整備するものとする。

※ 災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team。略称「DPAT」）

自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。

このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームが（DPAT）である。

#### （2）災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

ア 県は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の隊員の技術の向上等を図る研修、訓練等の企画及び実施に努める。

イ 関係団体は、隊員の技術の向上等を図るための研修及び訓練に努めるとともに、隊員が国又は県等が開催する災害時の精神医療活動に関する研修を受講できるよう努める。

ウ 県は、富山県DPATに関する検討会を設置し、富山県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備及び運営に関する諸課題の検討を行う。

### 5 医療救護班の編成（県厚生部）

#### （1）医療救護班の編成基準

公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくよう努めるものとする。

区分	職名	定員	備考
班長	医師	1人	
班員	看護師	2人	
〃	薬剤師	1人	
〃	連絡員	2人	運転手1名を含む
計		6人	

病床規模に応じた病院の区分（一般病棟）	救護班数	備 考
病床数 100床未満の病院	1 班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。
病床数 100床～199床の病院	2 班	
病床数 200床～299床の病院	3 班	
病床数 300床～399床の病院	4 班	
病床数 400床～499床の病院	5 班	
病床数 500床～599床の病院	6 班	
病床数 600床～ の病院	7 班	

## (2) 医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておくよう努めるものとする。

(資料「9-2 公的病院名簿」、「9-9 医療救護班設置要綱」)

## 6 医療救護所の整備（市町村）

### (1) 医療救護所の指定

ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

イ 医療救護所の設置数は、想定被害者数をもとに定める。

ウ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。

### (2) 医療救護所の施設設備

ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

(ア) テント

(イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）

(ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。

## 7 後方医療体制（県厚生部）

### (1) 災害拠点病院の整備

ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ 設置

(ア) 基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

(イ) 地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 砺波総合病院

## (2) 後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。(資料「9-1 富山県病院名簿」、「9-2 公的病院名簿」)

## (3) 病院防災マニュアル等の作成

ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法を記したマニュアル(病院防災マニュアル)の作成に努める。また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画(BCP)の策定に努める。

イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。

## (4) 後方病院の防災能力の強化

ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。

イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医薬品等資機器材の確保に努める。

## 8 医薬品、血液の供給体制(県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部)

### (1) 医薬品等の確保

#### ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保

県は、医療圏毎に災害直後の初動期(概ね2~3日間)の医療救護活動(直轄医療救護班用と市町村への補充用)に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。

なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」に基づき、薬業関係団体(富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等)や国の協力を得て、調達する。

(資料「9-5 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」

「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)

#### イ 3日目以降の医薬品等の確保

県は、災害発生3日目以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や、近隣の協力を得て、調達する。

#### ウ 家庭常備薬の避難所への配置

市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに、県及び市町村は各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

(資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」)

#### エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保

(ア) 県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

(イ) 集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。

(2) 血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

(3) 災害時医薬品情報体制の整備

県、市町村、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等の利用による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

### 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保

市町村等は、地震災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

#### 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に 応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に 応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に

応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

さらに、市町村は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

#### イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。

- (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

- (イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努

めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

#### ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

なお、市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

### (2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保

市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合には、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（緊急避難場所）」と、「避難生活を送るために避難する場所（避難所）」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。

### (3) 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。

#### ア 避難道路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。

- (ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること
- (ウ) 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと
- (エ) 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること
- (オ) 落下物の危険性が少ないこと



(カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと

イ 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。

(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

市町村長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(5) 被災者用の住居の確保

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

## 2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関）

市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。

とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。市町村は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。また、市町村は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定めるものとする。

さらに、県及び市町村は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(1) 避難に関する広報

市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。

また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果、津波災害警戒区域に基づいて、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。

市町村が津波ハザードマップを作成する際には、本県の津波の特徴を踏まえ、地形や道路など地域の特性を考慮したうえで、ワークショップの開催等住民の意見を汲み上げるようにする。

#### <富山県の津波の主な特徴>

ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※「3m以上5m未満」→沿岸から概ね20m以内（一部の地域で最大200m）

「1m以上3m未満」→沿岸から概ね200～300m以内（一部の地域で最大400m）

イ 津波水位は、入善町の10.2mが最高。

ウ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。

エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

富山県の津波の特徴を踏まえ、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。

また、県と市町村は連携して、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波資機材整備に対し、支援するものとする。

さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。

#### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

#### イ 避難のための知識の普及

市町村等は、避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の普及に努める。

- (ア) 富山県の津波の特徴など津波に関する知識
- (イ) 平常時における避難のための知識
- (ウ) 避難時における知識
- (エ) 避難収容後の心得

また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に

当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。

## (2) 市町村の避難計画

市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 県で実施した津波シミュレーション調査結果や、富山県の津波の特徴を踏まえた避難計画の作成
- イ 避難指示を行う基準及び伝達方法
  - 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する
- ウ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む）
- オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (ア) 給水
  - (イ) 給食
  - (ウ) 毛布、寝具の支給
  - (エ) 衣料品、日用品等必需品の支給
  - (オ) 負傷者に対する応急救護
- キ 指定避難所の管理に関する事項
  - (ア) 避難収容中の秩序保持
  - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
  - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- ク 災害時における広報
  - (ア) 広報車による周知
  - (イ) 避難誘導員による現地広報
  - (ウ) 住民組織を通じた広報
  - (エ) 同報系無線による広報
  - (オ) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報

## (3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、地震・津波に対する避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。

3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をやや速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(1) 飲料水の確保

市町村は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保するよう努める。

ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。

(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査実施及び利用方法の検討

(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導

(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成

(他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む)

(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置

(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立

(資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)

イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。

一人1日3リットル×世帯人数×最低3日間分（推奨1週間分）

ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。

(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備

(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要なとされる資機材の整備

## (2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。

このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

### ア 非常食の備蓄、調達体制

(ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。

(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。

(カ) 県及び市町村は、非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

（資料「5-5 主要食料品の生産量」、「5-6 主要食料品の生産業者所在地」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」、「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」

### イ 炊出し計画

(ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市町村）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。

（資料「5-4 小中学校給食施設」、「5-13 移動可能な給食器材」

### ウ 救援要請

(ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。

(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。（資料「5-3 主食類応急調達系統図」

### エ 輸送

(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。

また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、（一社）富山県トラック協会、富山県倉庫協会、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常災害対策本部に連絡

しておくものとする。

(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

### (3) 生活必需品の確保

県及び市町村は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。

#### ア 生活必需品の備蓄、調達

(ア) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。

(ウ) 県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

(エ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。

(オ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、生活必需品を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

(カ) 県及び市町村は、生活必需品の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。

また、流通備蓄による生活必需品の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。

#### イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

(ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保しておくものとする。

(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。また、災害対応バルク貯槽<sup>\*</sup>の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

<sup>\*</sup>LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。

#### ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。

(資料「5-7 生活必需物資応急調達可能数」

「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」

「5-16 災害救助物資備蓄状況」)、「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」

「12-25 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」)

### (4) 防災資機材等の備蓄

県及び市町村は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、簡易トイレや救助用資機材

等の備蓄に努めるものとする。県では、県広域消防防災センターにおいて、防災資機材を備蓄するとともに、飲料水を確保するための耐震性貯水槽を整備する。

#### (5) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電力会社等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

### 4 帰宅困難者対策

県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

### 5 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備や IP 通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

電力会社は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

国及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、国、県、市町村及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

## 第 4 災害救援ボランティア活動の支援

災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応

が必要とされる。

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

## 1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

### (1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 建築物の危険度判定
- オ 行方不明者の捜索
- カ 特殊車両等の運転

### (2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

## 2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村）

### (1) ボランティア活動の普及・啓発

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

### (2) ボランティアの養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。



なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待される場所であり、協力が得られるよう努める。

### 3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

#### (1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。

#### (2) 災害救援ボランティアコーディネーター等の養成

県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。

#### (3) ボランティア受入れマニュアルの作成

災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られよう配慮する。

#### (4) 防災訓練への参加

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

## 第5 応急危険度判定体制の確立（県土木部）

### 1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

地震による災害発生時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被災建築物等の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要がある。また、多くの被災建築物等に対する各種調査等を的確かつ迅速に行うためには、公共団体及び関係団体との協力体制はもとより、建築専門技術者の自主的協力による応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

そのため、地震発生時に備えて次の事項を推進する。

- (1) 被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う組織の確立、被災建築物応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成
- (2) 行政庁間、関係団体との協力体制の確立
- (3) 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄

### 2 被災宅地の危険度判定体制の確立

地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、被災した市町村の職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、市町村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。

このことから、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として都道府県等においてあらかじめ認定・登録を行ったうえ、災害時にこれらに技術者をボランティアとして派遣する体制等を確立する必要がある。

このため、災害発生時に備えて次の事項を推進する。

- (1) 被災宅地の応急危険度判定を行う組織の確立、被災宅地危険度判定士及び被災宅地危険度判

定調査員の養成

(2) 行政庁間、関係団体との協力体制の確立

## 第6 孤立集落の予防

市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。

### 1 実態の調査等（市町村）

市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。

### 2 孤立集落の機能維持（市町村）

市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- (1) 土木作業機械及び管理棟
- (2) 危険箇所照明施設
- (3) 通信施設設備
- (4) 負傷者搬送用資材

### 3 通信連絡体制の整備（市町村、県警察本部）

#### (1) 集落と役場等との連絡体制の整備

孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。

- ア 市町村防災行政無線の整備
- イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備

(資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)

#### (2) 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

### 4 事前措置（県危機管理局、県警察本部、市町村）

#### (1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、地震に伴う土砂災害の発生等により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

## (2) 救急、救助実施計画

### ア 救急、救助部隊の編成等

消防、警察等は、孤立化した集落での地震災害に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

### イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。

県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、県及び市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。

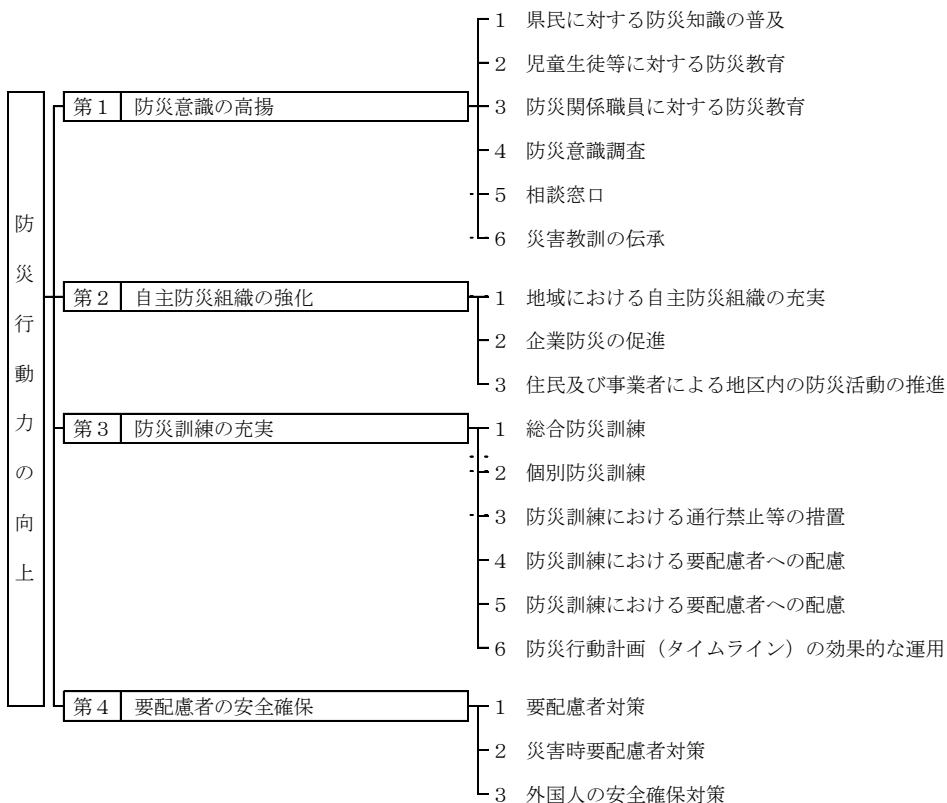
## 第6節 防災行動力の向上

大規模な地震による被害は、広い地域にわたり、津波の発生、火事の同時多発、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、複合的といわれる地震災害から被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。

### 対策の体系



#### 第1 防災意識の高揚

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、地震・津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施に努めるものとする。

また、東日本大震災を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。

とりわけ、東日本大震災においては、津波により甚大な被害が生じたが、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童・生徒が、迅速に避難することができ、全員無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。

## 1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

### （1）教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 見学、現地調査の実施
- エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

### （2）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 業務継続計画（BCP）の理解と運用
- エ 地震・津波の特性
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

## 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村）

県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

### （1）防災広報の充実

県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について県内の小、中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。

### （2）防災教育の充実

#### ア 学校教育における防災教育

（ア）各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、地震・津波、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、防災教育

を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。

- (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、地震・津波等の種別に応じて適切に設定する。
- (ウ) 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。
- (エ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
- (オ) 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- (カ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。
- (キ) 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。
- (ク) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。
- (ケ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

#### イ 教職員・保護者に対する防災教育

##### (ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

##### (イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

#### ウ 大学等における防災教育

大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。

### 3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

また国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

## (1) 普及の方法

### ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

### イ 自動車運転者に対する啓発

警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、地震・津波災害発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

### ウ 広報媒体による普及

県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

#### (ア) 県及び市町村のホームページによる普及

#### (イ) 出前県庁を活用した普及活動

#### (ウ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動

#### (エ) ラジオ、テレビ等による普及

#### (オ) 新聞、雑誌による普及

#### (カ) ふるさと富山防災ハンドブックやビジュアルに富んだ地域防災計画概要版その他の印刷物による普及

#### (キ) 映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及

#### (ク) 図画、作文の募集による普及

### エ 富山県防災危機管理センター、富山県広域消防防災センター（四季防災館）による普及

富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。

### オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

## (2) 普及の内容

### ア 各機関の防災体制

### イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む）

#### ①地震

- ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）
- ・本県における主要活断層の位置
- ・地震規模（マグニチュード）
- ・震度分布

- ・地震の発生確率 等

## ②津波

- ・避難行動に関する知識……本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど
- ・津波の特性に関する情報……富山県の津波の特徴のほか、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など
- ・津波に関する想定・予測の不確実性……地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど
- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動……避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真撮影するなど、生活の再建に資する行動など

なお、県及び市町村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

### ウ 過去の主な被害事例

#### エ 普段からの心がけ

- (ア) 住宅の点検
- (イ) 屋内の整理点検
- (ウ) 火災の防止
- (エ) 応急救護
- (オ) 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の準備
- (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認
- (キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油



- (ケ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (コ) 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟
- (サ) 地震保険・共済への加入等の生活再建に向けた事前の備え

オ 地震・津波発生時の心得

- (ア) 場所別、状況別の心得
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難の心得

(エ) 家族間の連絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

カ 地震・津波ハザードマップ

市町村は、県が実施した津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図るものとする。県は、市町村がハザードマップを作成するうえで、必要な助言を実施するものとする。なお、市町村は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震・津波補強、将来的な居住場所の移転、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示

国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

#### 4 防災意識調査（県危機管理局）

県民の地震・津波災害対策に関する防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、地震・津波災害対策に活用する。

#### 5 相談窓口（県関係部局、市町村）

県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の地震・津波対策の相談に応ずる。

#### 6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 第2 自主防災組織の強化

地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。

また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等単位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。

### 1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村）

#### (1) 自主防災組織の結成

県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。

#### ア 自主防災組織の編成基準

##### (ア) 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- a 適正規模で編成……自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。
- b 昼夜間の活動に支障がないよう編成……昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

##### (イ) 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

#### イ 自主防災組織の活動基準

##### (ア) 平常時の活動

- a 防災知識の普及活動
- b 各種訓練の実施
  - (a) 情報収集伝達訓練
  - (b) 初期消火訓練
  - (c) 避難訓練
  - (d) 救出救護訓練

- (e) 給食給水訓練
- (f) 緊急地震速報対応訓練
- c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検）
- d 防災用資機材等の整備点検
- (イ) 災害時の活動
  - a 情報の収集伝達
  - b 出火防止及び初期消火
  - c 救出、救護活動
  - d 避難及び避難誘導の実施
  - e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 防災士の養成と自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成するとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

震災時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。(資料「4-21 自主防災組織の現況」)

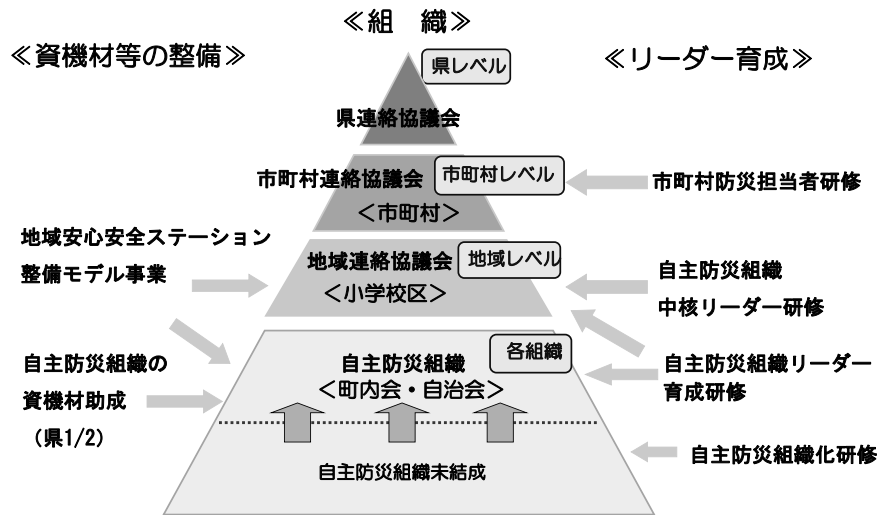
(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。(資料「4-21 自主防災組織の現況」)

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。

# 自主防災組織への支援



## (7) 地区防災計画の策定

県及び市町村は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

## 2 企業防災の促進（県危機管理局、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。

#### (1) 事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、地震時における発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。

#### (2) 自衛消防組織

##### ア 自衛消防隊の設置

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。

##### イ 危険物施設の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいため、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

#### (3) 事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、震災時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

### 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 第3 防災訓練の充実

震災時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓

練を実施し、震災に備えておくことが必要である。

このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。

今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに要配慮者を含めた地域住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。

なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるものとする。

## 1 総合防災訓練（県危機管理局、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、都市直下型の大地震や津波の発生など様々な条件を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

### (1) 県

#### ア 訓練項目

(ア) 職員参集訓練

(イ) 情報収集・伝達訓練

(ウ) 災害対策本部設置・運営訓練

(エ) 実動訓練（消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等）

(オ) 緊急地震速報対応訓練

#### イ 実施時期等

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。

### (2) 市町村

市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。

### (3) 訓練への参加

県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。

## 2 個別防災訓練（各防災関係機関）

### (1) 職員参集訓練

県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備

し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部設置・運営訓練

県及び市町村は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 消防訓練

消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。

(4) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護保険施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。

(5) 水防訓練

県及び市町村等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の实地訓練を実施する。  
なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等）
- イ 通報（電話、無線、伝達等）
- ウ 動員（水防団、消防団、水防協力団体、応援等）
- エ 輸送（資材器具、人員等）
- オ 工法（各水防工法）
- カ （排・取）水門、角落し等の開閉操作
- キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(6) 非常通信訓練

震災時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要がある。この場合において、非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直しを含めた通信訓練を実施することに努めるとともに、漁業無線をはじめとする自営通信システムの保有団体・機関の協力を得た通信訓練に努めるものとする。また、必要に応じて、臨時災害放送局の開設に係る訓練についても考慮することとする。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。

(7) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から地震・津波災害についての認識を深めるとともに、震災時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。

(8) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。

### 3 防災訓練における通行禁止等の措置（県警本部）

県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

### 4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

### 5 防災訓練における要配慮者への配慮

県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

### 6 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用

国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

## 第4 要配慮者の安全確保

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。

### 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村）

#### (1) 避難行動要支援者<sup>\*1</sup>の支援

##### ア 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路など



を盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別計画を提供するものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

#### ウ 自主防災組織の強化

(ア) 自主防災組織は、市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、個人情報の保

護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

## (2) 要配慮者の支援

### ア 社会福祉施設への緊急入所

県及び市町村は、地震災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

### イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

※1 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

## 2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

### (1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

ア 現行の消防計画中に地震対策上必要な事項を盛り込むなど、地震防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

(ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること

(イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。

(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること

（緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等）

(エ) 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること

(オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること

(カ) 防災教育・訓練の実施に関すること

### (2) 施設間の応援協力体制の確立

県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。

（資料「5-15 社会福祉施設の設置状況」）

### 3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）

#### （1）防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

#### （2）災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

#### （3）案内表示板等の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

# 第7節 調査研究

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。

特に、近年、都市への人口集中、高層ビルの建設、高速道路や通信、電力、水道、ガス等ライフライン施設の発達により、ひとたび地震が発生すれば、その被害は甚大となることが予想される。

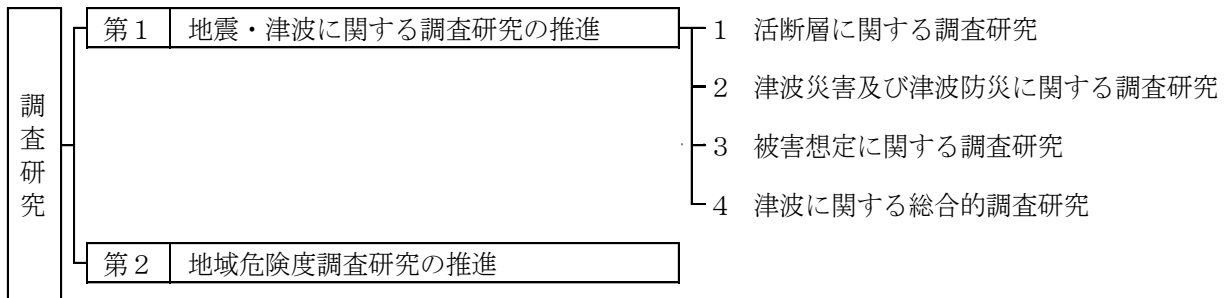
このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市町村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント<sup>\*</sup>を積極的に実施するものとする。

※防災アセスメント

主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

## 対策の体系



### 第1 地震・津波に関する調査研究の推進

#### 1 活断層に関する調査研究（県危機管理局）

阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、36以上の活断層が推定又は確認されている。

県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震等、近年、近県で大きな地震が相次いで発生しているが、これらの地震はいずれも日本海東縁部の「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生しており、国においては、平成20年度から24年度にかけてひずみ集中帯の重点的調査観測・研究が進められている。

さらに、これまで、沿岸海域を震源とする被害地震が多発しているにもかかわらず、当該地域の調査観測・研究が殆ど実施されていなかったことから、国においては、これまでの陸域の活断層調査に加えて平成21年度から当面10年間をかけて新たに沿岸海域の活断層調査も実施することとされている。その中において、本県に存在する断層帯としては、主要活断層帯の海域延長部に相当する活断層のうち、陸域部の活動履歴は求められているが海域部の長さが明らかになっていない活断層として呉羽山断層帯が位置づけられ、平成22年度に調査が実施された。

県は、国等の機関で行われているこれらの調査研究の成果について、情報収集に努め、その対応について研究するものとする。

## 2 津波災害及び津波防災に関する調査研究

防災基本計画においては、国は、津波の発生機構の解明や、津波による被害を詳細に予測する手法の開発など、津波災害及び津波防災に関する研究を推進するとともに、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を実施することとされている。

県及び市町村は、国等の機関が実施する調査研究の成果の情報収集に努め、防災体制の強化など防災活動に活用するものとする。

## 3 被害想定に関する調査研究（県危機管理局）

地震・津波災害に関する被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、災害予防・応急対策等を適切に具体化するための基本となるものであるため重要である。

### （1）地震被害予測調査

本県は、全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが、過去においては、安政の大地震（1858年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。

地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層、砺波平野断層帯西部、森本・富樫断層帯、邑知潟断層帯を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度等を予測する被害想定を実施している。

### （2）津波シミュレーション調査

東日本大震災では、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、一度の災害で戦後最大の人命が失われ甚大な被害をもたらした。本県では、これまで大規模な津波による災害が確認されていないが、海域部に延長する呉羽山断層帯をはじめ、日本海の海底には、富山湾沿岸に影響を及ぼすおそれのある活断層の存在が確認あるいは、想定されている。

このため、県では、本県に影響を及ぼすおそれのある津波について、津波シミュレーションを行い、到達時間、津波高、浸水範囲、被害想定等を調査している。

### （3）古地震被害調査

被害を想定する場合、科学的手法とともに、安政の大地震など、過去に起きた地震によってどの地域で、どのくらいの被害を受けたかを調査研究することが大変重要である。

過去の地震被害と現在とでは、地域の社会的・経済的条件が大きく異なり、地域の開発状況、土地利用状況、産業構造及びその配置状況などが大きく変化し、単純に比較することはできないが、逆にその地域特性や社会的条件を比較検討することにより、その地域のもつ潜在的危険性や特徴などを把握することができることから、より内容の深い現実的な被害の想定ができることになる。

このため、古文書の地震記録を収集・整理し、過去に起きた地震による被害記録として取りまとめるなど、古地震による被害調査研究が行われている。（現在、資料としては、「古地震被害調査研究報告書」（平成8年3月、平成9年3月 藤井環境地質研究所）等がある。）

## 4 津波に関する統合的調査研究

津波そのものの理学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的分野、津波堆積物調査等の地質学、生物化石の調査等の考古学、古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的研究を積極的に行うものとする。

また、地震により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国、県、市町村は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

## 第2 地域危険度調査研究の推進（市町村）

市町村は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ<sup>※</sup>・防災マップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

※地区別防災カルテ

集落単位、自治会単位、学校区単位などに災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、人口の動態等を明らかにしたもの。